

第二期 嘉麻市

子ども・子育て 支援事業計画



令和2年3月
嘉麻市

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の性格・位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の策定体制.....	3
第2章 子どもを取り巻く現状.....	4
1. 人口の状況.....	4
2. 就業の状況.....	9
3. 主な教育・保育施設等の状況.....	10
4. アンケート調査結果の概要.....	14
5. 子ども・子育て支援事業の課題.....	21
第3章 計画の体系.....	24
1. 基本理念.....	24
2. 基本目標.....	24
3. 体系表.....	25
第4章 子ども・子育て支援事業.....	26
1. 教育・保育の提供区域の設定.....	26
2. 幼児教育・保育の無償化.....	27
3. 幼児期の教育・保育の充実.....	28
4. 地域子ども・子育て支援事業の充実.....	30
5. 幼児期の教育・保育の一体的提供.....	40
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	41
第5章 子ども・子育て支援の特定施策.....	42
1. 産後の休業・育児休業後における特定教育・保育施設の利用.....	42
2. 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県施策との連携....	43
3. 職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境 の整備施策との連携.....	47
4. 子どもの心身の健やかな成長を支えるための取組.....	48

第6章 計画の推進体制.....	49
1. 計画の推進体制.....	49
2. 計画の点検・評価.....	49
関連資料.....	50
1. 嘉麻市子ども・子育て支援会議条例等.....	50
2. 嘉麻市子ども・子育て支援会議委員名簿.....	53
3. 嘉麻市子ども・子育て支援会議審議経過.....	54

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築するため、国において、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置により、新たな子ども・子育てのための包括的・一元的なシステムの構築についての検討が始まりました。

平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が実施されることとなりました。子ども・子育て支援新制度では「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を三つの柱とし、少子化の課題に取り組むべく、市町村においては平成27年に子ども子育て支援事業計画を策定することになりました。

こうした中、本市では、これまで平成20年3月策定の「嘉麻市次世代育成支援対策行動計画（前期計画）」、平成22年3月策定の「同計画（後期計画）」により子育て支援の施策を進めてきましたが、子ども・子育て支援法の施行を踏まえ、行動計画の「子どもが輝き安心して子育てできるまち 嘉麻」の基本理念を引き継ぎながら、平成27年2月に「嘉麻市子ども・子育て支援事業計画（第一期）」を策定いたしました。

この第一期計画策定以降も、依然として子どもや子育てをめぐる環境は変化しており、平成29年6月に「子育て安心プラン」、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、待機児童解消や女性就業率80%（M字カーブの解消）に向けた保育のさらなる量的拡充、放課後児童クラブの量的拡充が打ち出されています。さらに、令和元年度10月より、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育所（園）・認定こども園の費用を無償化する措置が開始されます。

このような状況変化に対応し、子どもの視点に立ち、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援する環境を整備することを目的に、第一期計画（計画期間：平成27年度～令和元年度）を見直し、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第二期嘉麻市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

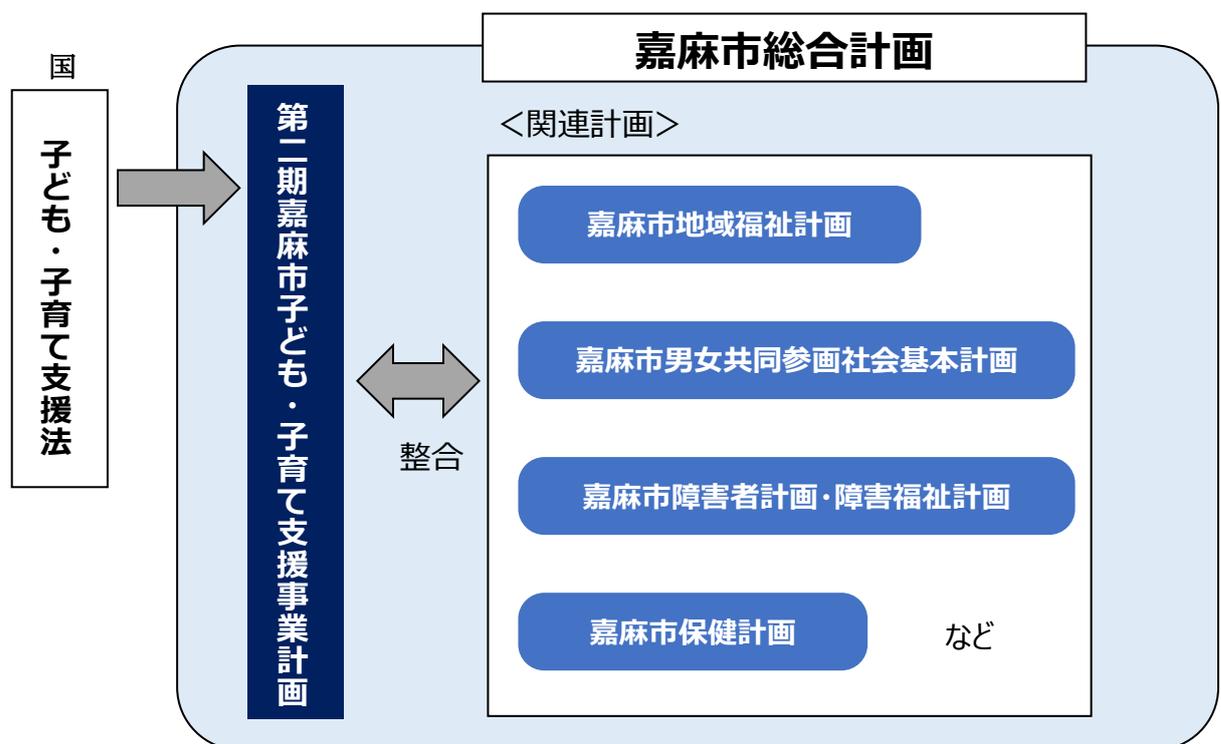
2. 計画の性格・位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の提供体制の確保の内容や実施時期、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。

【子ども・子育て支援法から抜粋】

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

また、市の最上位計画である「総合計画」をはじめ、「地域福祉計画」「障害者計画」等の福祉関連計画等と整合性を図りながら策定したものです。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。なお、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて見直しを行います。

2015年度 平成 27年度	2016年度 平成 28年度	2017年度 平成 29年度	2018年度 平成 30年度	2019年度 令和 元年度	2020年度 令和 2年度	2021年度 令和 3年度	2022年度 令和 4年度	2023年度 令和 5年度	2024年度 令和 6年度
第一期嘉麻市子ども・子育て支援事業計画					第二期子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画の策定体制

(1) 嘉麻市子ども・子育て支援会議による審議

本計画の策定にあたっては、その内容に市民や有識者、子育て支援関係者等の意見を反映させる必要があります。

そのため、地域の関係団体や事業者、行政関係機関、保護者等の委員で構成する「嘉麻市子ども・子育て支援会議」において、市の子育て支援における課題や方向性を検討し、地域の実情にあった子育て支援施策が展開できるよう議論を重ねました。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、市民のニーズや意識を盛り込む必要があります。そのため、嘉麻市内に在住する就学前児童（0～5歳）のいる世帯と、小学校児童（小学1年生～6年生）のいる世帯を対象にその量的及び質的なニーズを把握するため、子ども・子育て支援に関するアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、その内容について広く市民の皆さんから意見をうかがうため、令和2年1月6日（月曜日）から令和2年2月14日（金曜日）までの間に、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

第2章 子どもを取り巻く現状

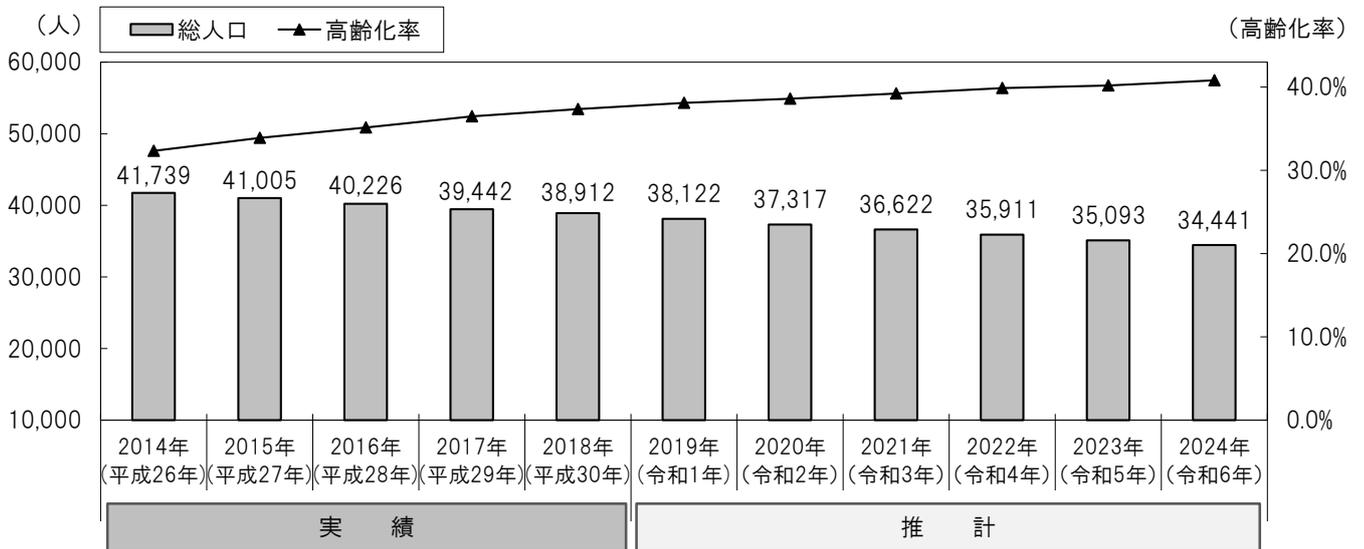
1. 人口の状況

(1) 人口の推移

本市の総人口は平成26年の41,739人から平成30年の38,912人と4年間で2,827人の減少となっており、今後も減少傾向は続くものと予想されます。

第二期計画期間の最終年度である2024年の総人口は34,441人まで減少すると見込まれ、特に年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の減少が顕著です。

【人口の推移（実績と将来推計）】



(単位:人)

	実績					推計					
	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和1年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)
0-14歳	4,810	4,648	4,566	4,423	4,376	4,291	4,193	4,070	4,004	3,902	3,761
15-64歳	23,433	22,463	21,521	20,632	20,000	19,303	18,720	18,191	17,586	17,092	16,619
65歳以上	13,496	13,894	14,139	14,387	14,536	14,528	14,404	14,361	14,321	14,099	14,061
総人口	41,739	41,005	40,226	39,442	38,912	38,122	37,317	36,622	35,911	35,093	34,441
高齢化率	32.3%	33.9%	35.1%	36.5%	37.4%	38.1%	38.6%	39.2%	39.9%	40.2%	40.8%

第一期計画期間

第二期計画期間

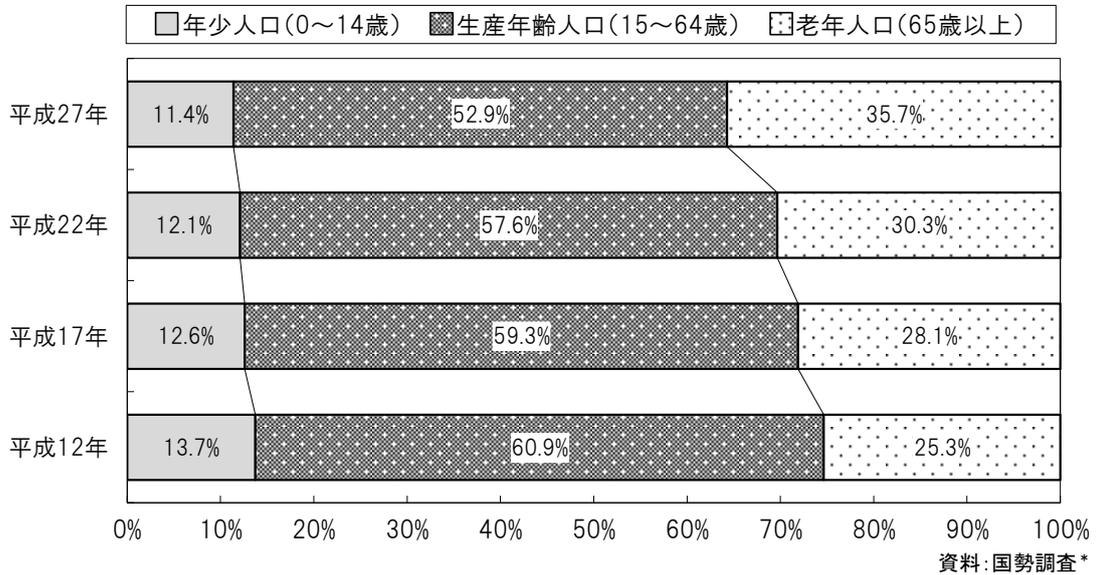
資料 2014～2018年:住民基本台帳*(4月1日時点)、2019～2024年:コーホート変化率法*による推計値

*「住民基本台帳」とは、住民票を世帯ごとに編成した公的な名簿。毎月ないし年数回の時点における人口データとなるため、直近のデータが使用可能で、かつ推計時点として望ましい4月1日時点の実績から推計を行うことができる。

*「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。国で実施する推計人口をはじめ、比較的近い将来の人口予測であり、特殊な人口変動がない場合によく用いられる。

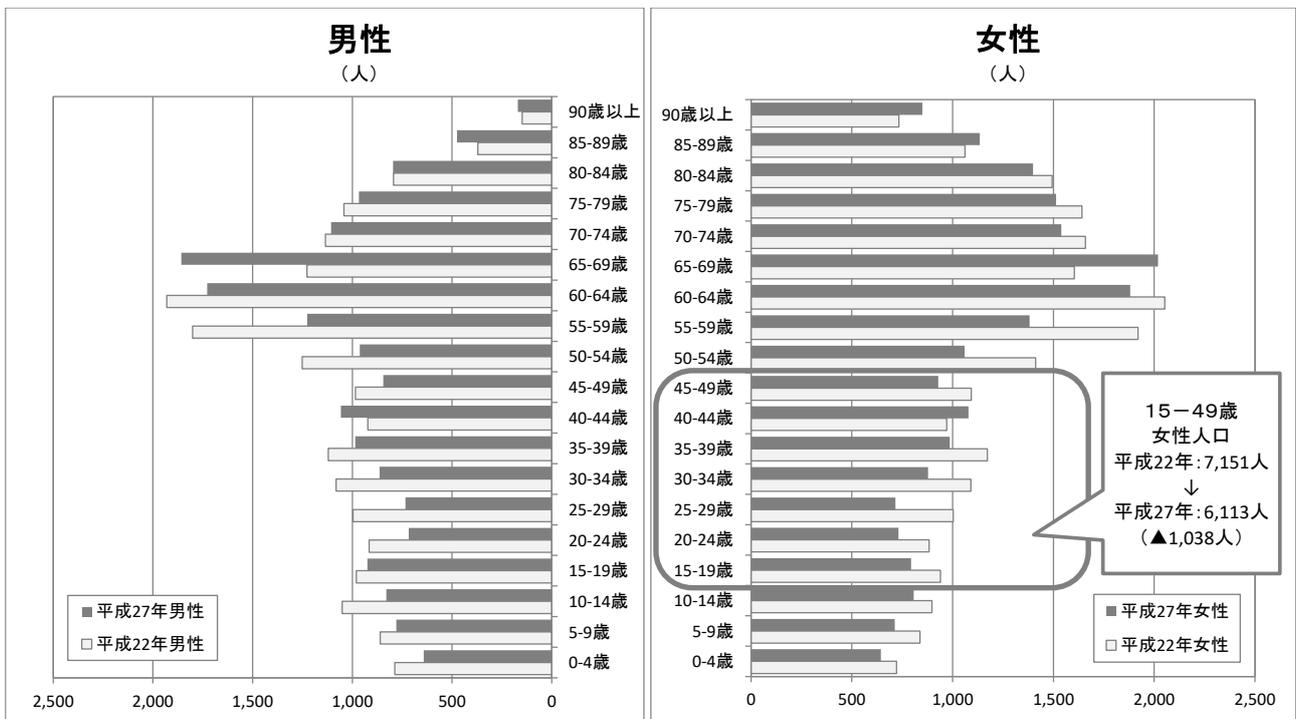
年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の占める割合が減少している一方で、老年人口（65歳以上）の割合は増加しており、少子高齢化が進行しています。

【年齢3区分別人口の推移】



平成22年と平成27年の性別・5歳階級別の人口による人口ピラミッドをみると、合計特殊出生率*の算定対象である15～49歳の女性人口は5年間で1,038人減少しています。なかでも、20歳代女性と30歳代女性の減少が顕著です。

【人口ピラミッド（平成22年と平成27年の比較）】



資料:国勢調査

*「国勢調査」とは、日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、5年ごとに実施される。

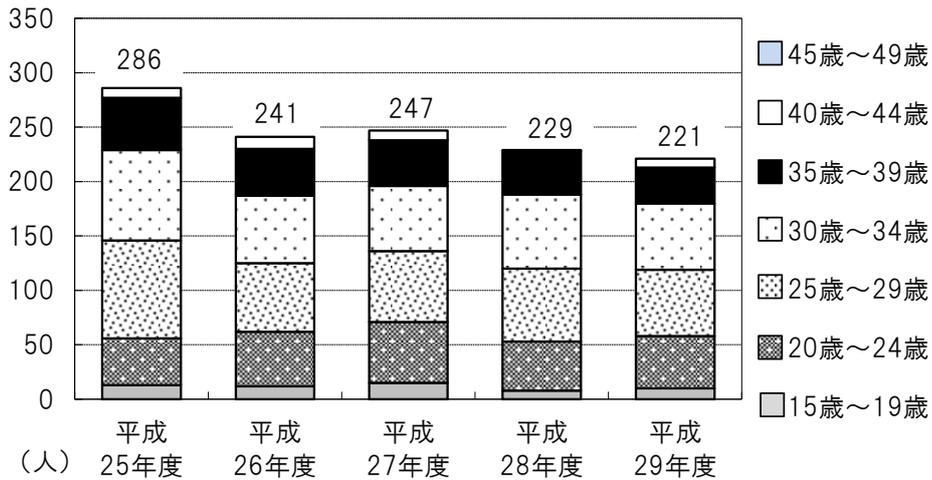
*「合計特殊出生率」とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の年間合計で計算される。この値は、1人の女性が一生の間に生む子どもの数の目安とされている。

(2) 出生の状況

母親の5歳階級別の年間の出生数の状況を見ると、平成25年度から平成26年度に大きく減少してから近年まで緩やかな減少傾向を示しています。

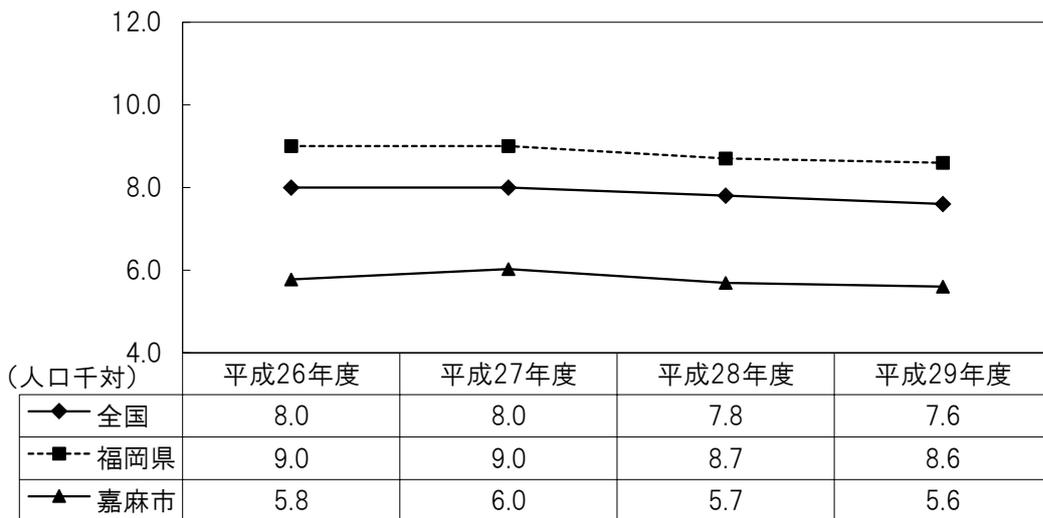
出生率（人口千対）をみると、平成26年の5.8から平成29年で5.6と全国・福岡県よりも低い水準で推移しています。

【出生数の推移】



資料：嘉麻市(4月1日～3月31日の出生数計)

【出生率（人口千対）の推移】



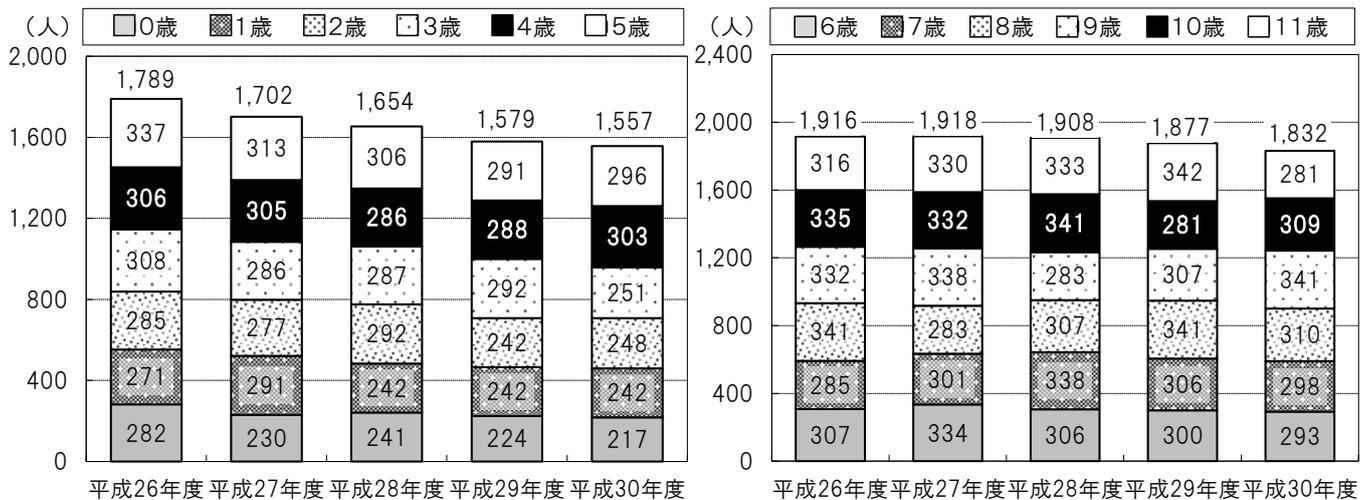
資料：国・県(人口動態統計)、嘉麻市(住民基本台帳から算出)
出生率(人口千対)：人口千人に対する出生数の割合

(3) 児童人口の推移

小学生以下（0～11歳）の児童の年齢別人口の推移をみると、就学前児童（0～5歳）及び小学生児童（6～11歳）ともに減少傾向にあります。特に就学前児童で顕著です。

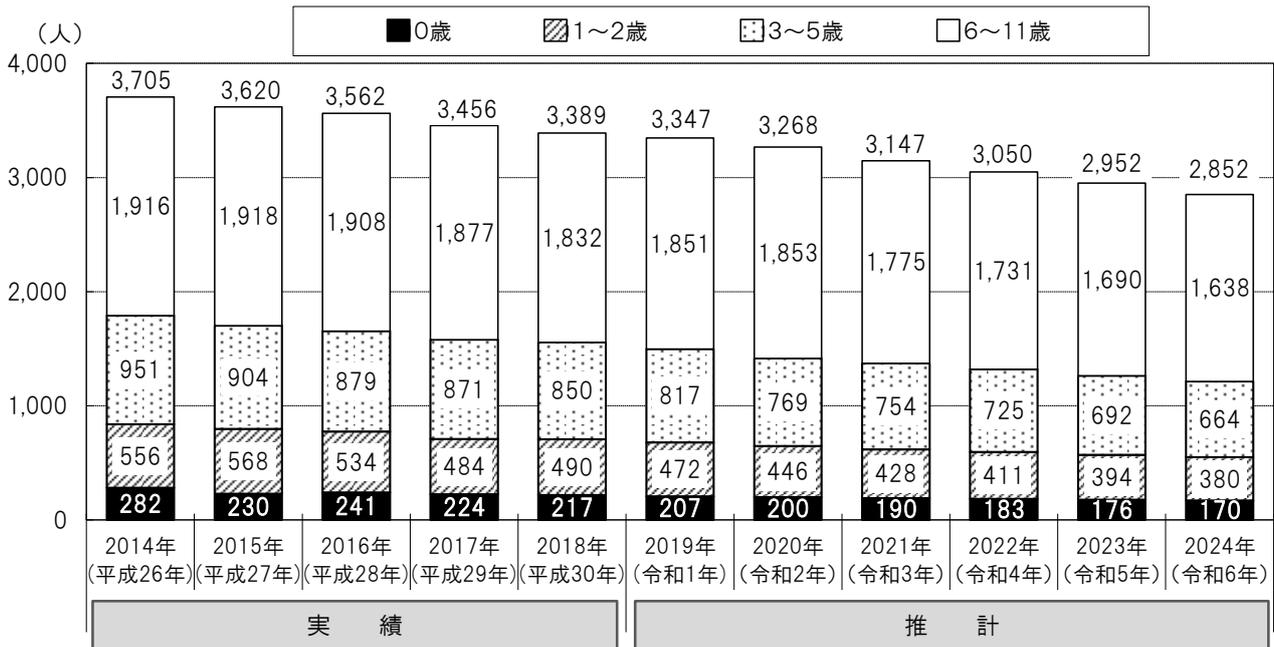
今後も児童人口の減少は続くと予想され、平成30年の3,389人から計画の最終年度である2024年までには2,852人まで減少する見込みです。

【児童人口（小学生以下）の推移】



資料: 住民基本台帳(4月1日時点)

【児童人口の推移（実績と将来推計）】



資料: 2014~2018年: 住民基本台帳(4月1日時点)、2019~2024年: コーホート変化率法による推計値

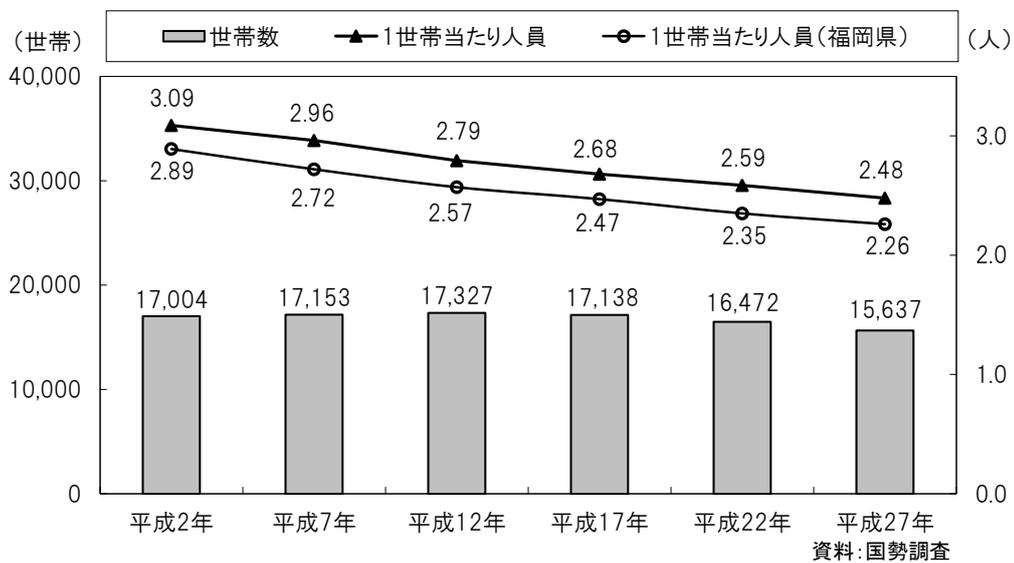
(4) 世帯の動向

本市の世帯数は増加傾向にありましたが、平成12年以降減少に転じています。1世帯当たり人員についても、単身世帯の増加、核家族化の進展などにより世帯規模は縮小してきていますが、福岡県と比較すると1世帯あたり人員は多くなっています。

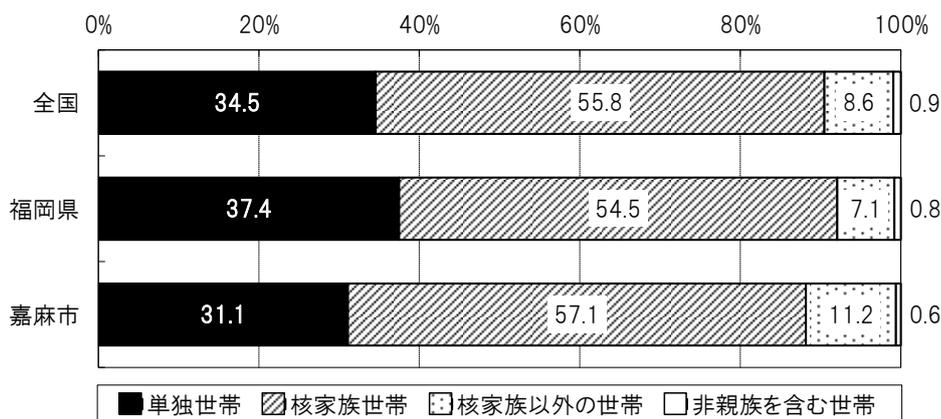
世帯構成（平成27年）をみると、核家族世帯（57.1%）が最も多く、次いで単身世帯（31.1%）が多くなっています。全国・福岡県と比較すると、本市においては核家族世帯や核家族以外の世帯（同居世帯など）の占める割合がやや高くなっています。

また、核家族世帯のうち、母子世帯の割合が12.5%と、全国・福岡県よりも高くなっています。

【世帯数・世帯人員の推移】



【世帯構成（平成27年）】



	世帯数	単身世帯数	親族のみの世帯					非親族を含む世帯
			核家族世帯				核家族以外の世帯	
			夫婦のみ	夫婦と子	父と子	母と子		
全国	100.0%	34.5%	20.1%	26.8%	1.3%	7.6%	8.6%	0.9%
福岡県	100.0%	37.4%	19.1%	25.8%	1.2%	8.3%	7.1%	0.8%
嘉麻市	100.0%	31.1%	20.5%	22.2%	1.9%	12.5%	11.2%	0.6%

2. 就業の状況

(1) 男女別就業率

男女別の就業率をみると、男性で53.2%、女性で38.4%となっており、いずれも福岡県よりも低い就業率となっています。

【男女別就業率（平成27年）】

（単位：人）

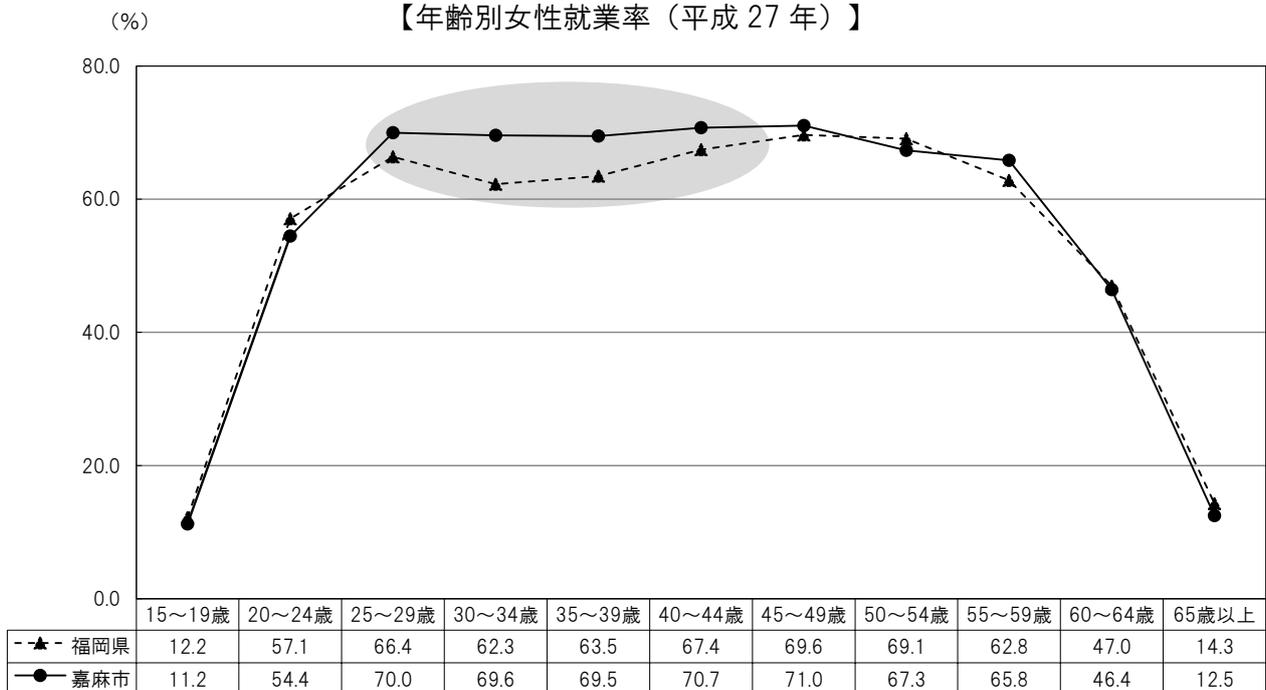
	男 性			女 性		
	総数	就業者数	就業率	総数	就業者数	就業率
福岡県	2,029,235	1,223,148	60.3%	2,333,384	1,030,947	44.2%
嘉麻市	15,417	8,209	53.2%	18,890	7,258	38.4%

資料：国勢調査

(2) 女性の就業率

子育てと仕事との両立に関連して、女性の就業率（15歳以上人口に占める就業者数*）をみてみると、結婚・出産・子育て期に当たる年代に就業率が一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブの底の部分の部分が浅くなっており、福岡県と比較しても就業率の落ち込みがほとんどみられません。

【年齢別女性就業率（平成27年）】



資料：国勢調査

*「就業者数」とは、賃金、給料、諸手当、内職収入などの収入を伴う仕事を1時間以上した者。なお、家族従業者は、無給であっても仕事をしたとする。また、仕事を持ちながら、調査週間に仕事をしなかった休業中の者を含む。

3. 主な教育・保育施設等の状況

(1) 保育所（園）の利用状況

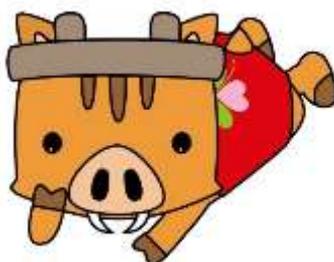
保育所（園）の利用状況の推移をみると、公立、私立ともに、年度により利用児童数のばらつきがあるものの、全体でみると1,100人前後の利用で推移しています。

【保育所（園）の利用状況：保育所（園）別】

(単位:人)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
公立	嘉穂保育所	65	62	73	61	60
	碓井保育所	83	98	98	104	109
	鴨生保育所	107	109	118	116	112
	山野保育所	107	103	90	97	84
	どんぐり保育所	65	76	90	78	81
	計	427	448	469	456	446
私立	めぐみ保育園	66	68	65	62	56
	恵大保育園	118	132	117	108	104
	栄保育園	90	80	81	76	84
	なつき保育園	94	100	100	101	95
	みどり保育園	99	98	97	97	101
	あかり保育園	70	65	70	65	67
	明見保育園	104	97	88	91	77
	一本松保育園	31	31	33	29	33
	計	672	671	651	629	617
合計	1,099	1,119	1,120	1,085	1,063	

資料:こども育成課 各年度4月1日現在



市内の保育所（園）は13か所あり、定員合計は平成29年度で1,100人となっています。利用児童数が定員を下回っており、平成29年度現在の待機児童は発生していません。

しかし、就学前児童に占める保育所（園）の利用児童数の割合をみると、平成25年度の6割から平成29年度には7割近くになっており、保育ニーズは高まっています。

【保育所（園）の利用状況：年齢区分別】

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保育所（園）数		13か所	13か所	13か所	13か所	13か所
定員（人）		1,140	1,150	1,100	1,100	1,100
利用数 （人）	0歳	71	85	64	78	89
	1歳	167	179	175	163	173
	2歳	211	192	217	209	181
	3歳	229	218	197	204	210
	4歳	211	232	226	202	204
	5歳	210	213	241	229	206
	計	1,099	1,119	1,120	1,085	1,063
	0～2歳	449	456	456	450	443
	3～5歳	650	663	664	635	620
利用数/定員		96.4%	97.3%	101.8%	98.6%	96.6%
利用数/就学前児童数		61.4%	65.7%	67.7%	68.7%	68.3%

資料：こども育成課 各年度4月1日現在

（2）幼稚園の利用状況

各園により増減が異なりますが、合計児童数は250人前後となっており、概ね横ばいで推移しています。

【幼稚園の利用状況：幼稚園別】

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
私立	長円寺日の丸幼稚園	休園中				
	西照寺みのり幼稚園	90	95	82	92	83
	大隈ふたば幼稚園	休園中				
	稲築幼稚園	87	84	76	79	85
	稲築中央幼稚園	61	59	54	67	72
	碓井ひかり幼稚園	19	26	19	15	13
合計		257	264	231	253	253

資料：学校基本調査 各年度5月1日現在

第2章 子どもを取り巻く現状

市内の幼稚園は4か所あり、平成29年度の定員合計は510人、利用児童数は253人となっており、定員の5割程度の利用となっています。

【幼稚園の利用状況：年齢区分別】

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
幼稚園数		4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
定員（人）		580	580	510	510	510
園児数 （人）	3歳	54	85	79	78	79
	4歳	108	70	84	89	78
	5歳	95	109	68	86	96
	計	257	264	231	253	253
利用数/定員		44.3%	45.5%	45.3%	49.6%	49.6%
園児数/3-5歳児童数		27.0%	29.2%	26.3%	29.0%	29.8%

資料：学校基本調査 各年度5月1日現在

(3) 小学校等の状況

小学校の児童数は平成25年度から平成30年度まで緩やかな減少傾向を示しています。学校別の児童数をみると、稲築西小学校、稲築東小学校、嘉穂小学校の順に多く、熊ヶ畑小学校が最も少なくなっています。

【小学校の児童数の推移】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童数（人）	1,973	1,915	1,928	1,902	1,881	1,811

資料：こども育成課 各年度5月1日現在

【学校別の児童数】

学校名	児童数	学級数	うち
			特別支援学級
嘉穂小学校	297	15	2
牛隈小学校	119	8	2
碓井小学校	243	13	2
稲築西小学校	477	23	5
稲築東小学校	312	16	4
上山田小学校	214	12	2
下山田小学校	129	8	1
熊ヶ畑小学校	20	3	0
計	1,811	98	18

資料：こども育成課 平成30年5月1日現在

(4) 学童保育の状況

市内に7箇所の学童保育を設置しています。学童保育の利用児童数は年度により増減がありますが、児童数に占める学童保育所の入所児童数は増加傾向にあり、定員に対する入所児童数も平成30年度で99.2%と高くなっています。

また、低学年・高学年ともに利用児童数は増加傾向にありますが、利用児童数に占める高学年の割合がやや上昇傾向にあります。

【学童保育入所児童数の推移】

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
学童数（か所）		10	7	7	7	7	7
学童定員		807	807	789	767	767	767
児童数 （人）	低学年	469	457	464	488	491	512
	高学年	194	185	207	217	217	249
	計	663	642	671	705	708	761
入所数/児童数		33.6%	33.5%	34.8%	37.0%	37.6%	42.0%
入所児童数/定員		82.1%	79.5%	85.0%	91.9%	92.3%	99.2%

資料:こども育成課 各年度5月1日現在



4. アンケート調査結果の概要

(1) 調査の目的

「嘉麻市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、子育て支援サービスの利用状況をはじめ、保護者の子ども・子育てに関する意向等を把握するため、「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」等について、国の基本指針等に基づき、調査を実施しました。

(2) 調査対象と方法等について

① 調査の種類と調査対象

小学校就学前児童（以下「就学前児童」）の保護者用調査、小学生児童の保護者用調査の2種類の調査票を用いて実施しました。調査対象については、以下のとおりです。

調査の種類	対象年齢	調査対象数
就学前児童保護者用	0歳～小学校入学前	1, 162人
小学生児童保護者用	小学1～6年生	1, 349人

※兄弟姉妹がいる場合は、種類ごとに長子を対象としています。

② 調査方法

幼稚園・保育所（園）、小学校に通園等又は通学している対象保護者へは、施設を通じて配付・回収を行い、それ以外の対象保護者へは、郵送による配付・回収を行いました。

③ 調査期間

平成31年1月16日～1月29日

※ 2月18日までに到着した調査票まで集計に含む

④ 回収状況

調査の回収状況については、以下のとおりです。

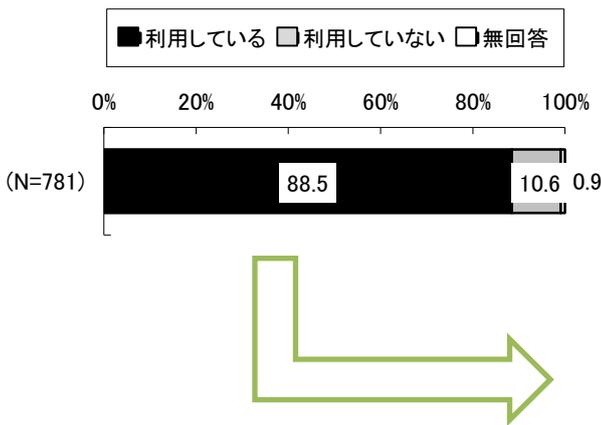
調査の種類	配付数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者用	1, 162件	781件	67.2%
小学生児童保護者用	1, 349件	1, 050件	77.8%
計	2, 511件	1, 831件	72.9%

(3) 主な調査結果

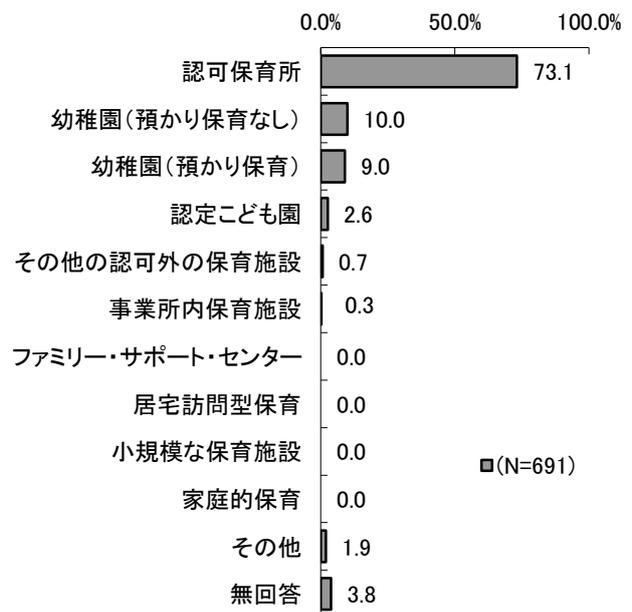
① 定期的な教育・保育事業の利用状況

就学前児童の88.5%が、幼稚園・保育所（園）などを平日定期的に利用しており、保護者が利用している事業の種類をみると、「認可保育所」（73.1%）が最も多く、「幼稚園（預かり保育なし）」（10.0%）、「幼稚園（預かり保育）」（9.0%）の順に続いています。

【現在の利用状況】



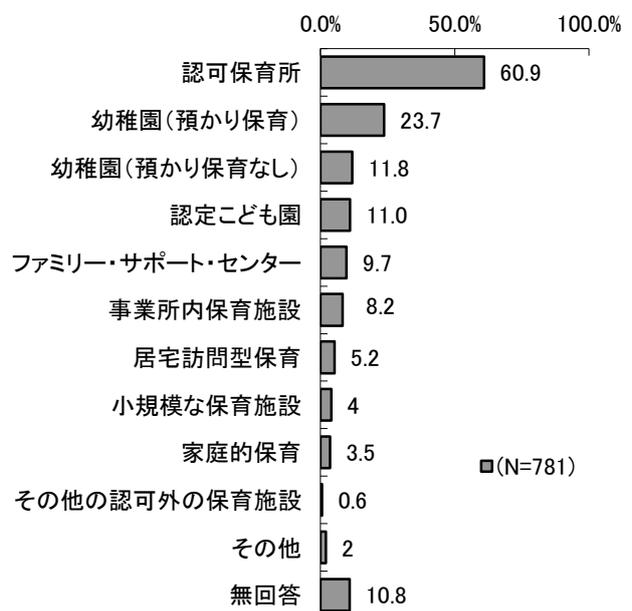
【利用している教育・保育事業の種類】



現在の利用状況と同様に、今後利用したい教育・保育事業についても、「認可保育所」（60.9%）、「幼稚園（預かり保育）」（23.7%）、「幼稚園（預かり保育なし）」（11.8%）、「認定こども園」（11.0%）の順で利用意向が高くなっています。

現在の利用状況と比べると、「幼稚園（預かり保育）」や「認定こども園」、「ファミリー・サポート・センター」、「事業所内保育施設」等、現在の利用状況よりも今後の利用意向が高くなっています。

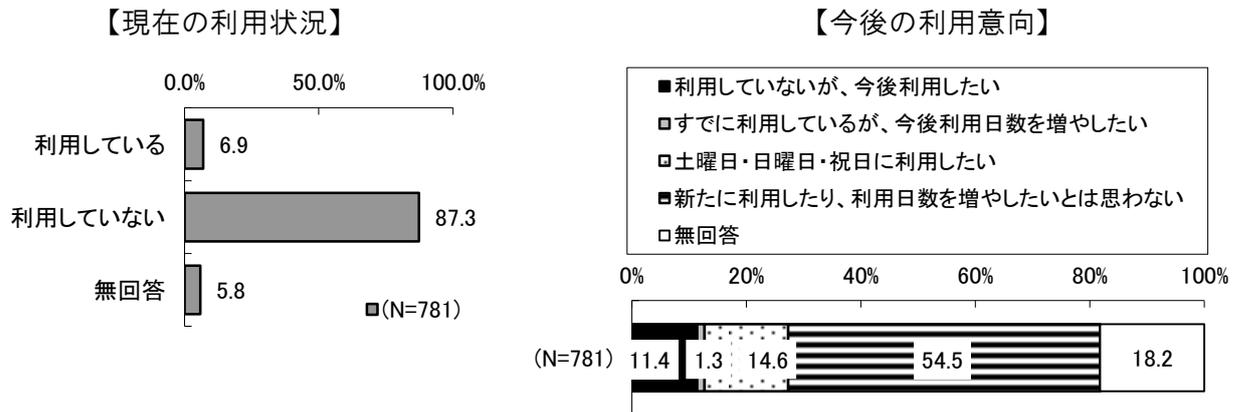
【今後利用したい教育・保育事業の種類】



第2章 子どもを取り巻く現状

②地域子育て支援事業の利用状況（つどいの広場、子育て支援センター）

地域子育て支援事業の現在の利用状況について、「利用していない」が9割弱、「利用している」は1割以下となっています。一方、今後の利用意向では「利用していないが、今後利用したい」（11.4%）と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」（1.3%）、「土曜日・日曜日・祝日に利用したい」（14.6%）をあわせた3割弱の利用意向が見受けられます。

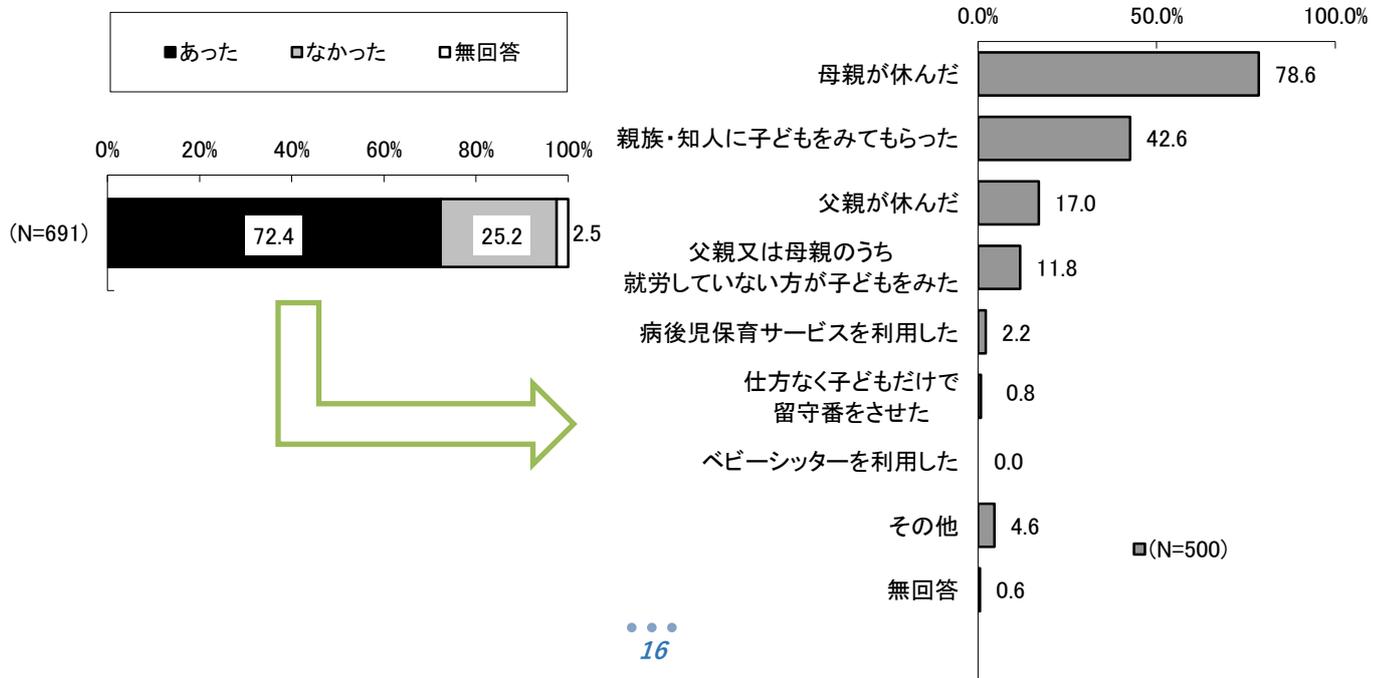


③病児・病後児保育の利用状況

平日、定期的に幼稚園や保育所（園）を利用している就学前児童保護者の7割強は、この1年間に子どもの病気等のために幼稚園や保育所（園）を休んだ経験があり、休んだ日数（平均）は年間14.8日となっています。

休んだ時の対処方法としては、「母親が休んだ」（78.6%）、「親族・知人に子どもをみてもらった」（42.6%）の順に多く、「病後児保育サービスを利用した」は2.2%となっています。

【子どもの病気等で幼稚園や保育所(園)を休んだ経験】 【幼稚園や保育所(園)を休んだ時の対処方法】

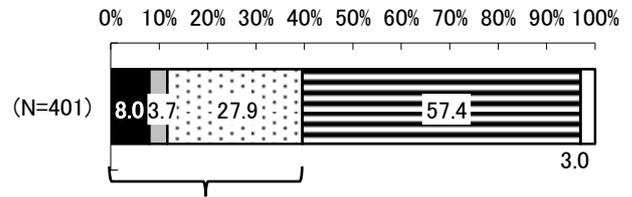


【病児・病後児保育の利用意向】

子どもが病気等で幼稚園や保育所（園）を休んだときの対処法として、父母が仕事を休んだ人のうち、病児・病後児保育を『できれば利用したい』と感じている人が4割を占めています。

なお、本市には、病児保育はありませんが、「できれば病児・病後児保育どちらも利用したい」と回答した人が多くなっています。

- できれば病後児保育だけ利用したい
- できれば病児保育だけ利用したい
- できれば病児・病後児保育どちらも利用したい
- 利用したいとは思わない
- 無回答



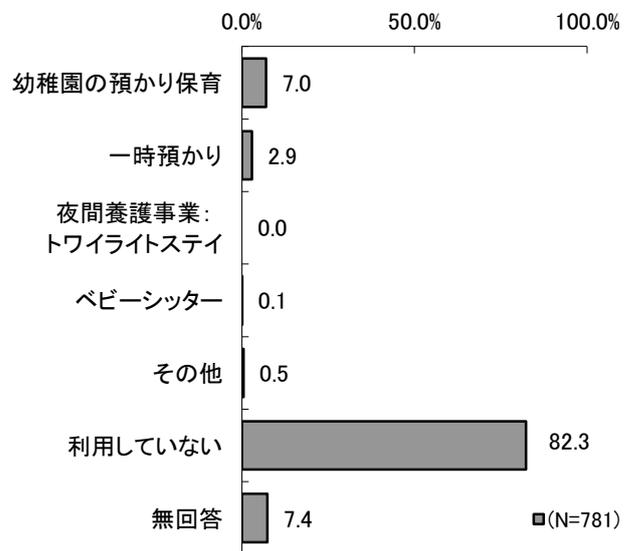
『できれば利用したい』39.6%

④一時預かり等の利用状況と利用意向

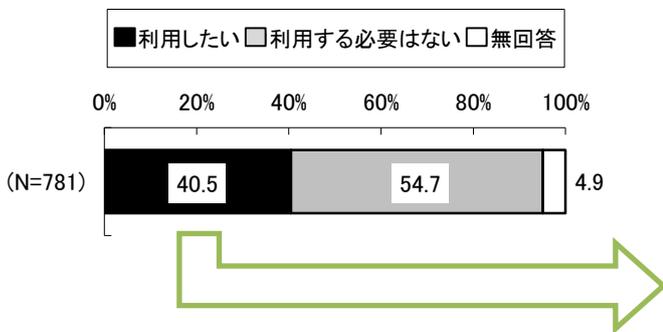
幼稚園や保育所（園）等の不定期な一時預かりの利用については、「利用していない」が8割強を占めています。

今後の利用意向をみると、「利用したい」が40.5%、利用希望者の利用目的では、「私用やリフレッシュ目的」（62.0%）、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」（53.5%）、「不定期の就労」（27.2%）の順に高くなっています。

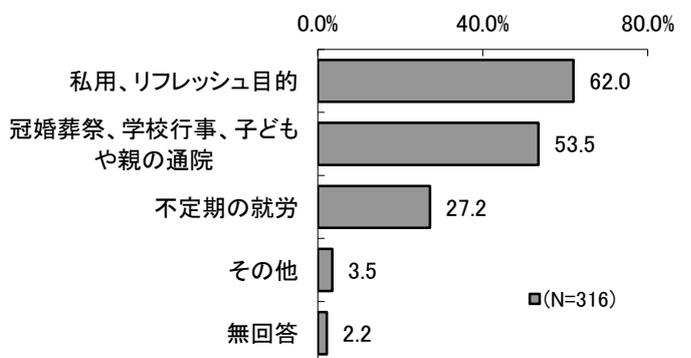
【一時預かり等の利用状況】



【一時預かり等の利用意向】



【利用希望者の利用目的】

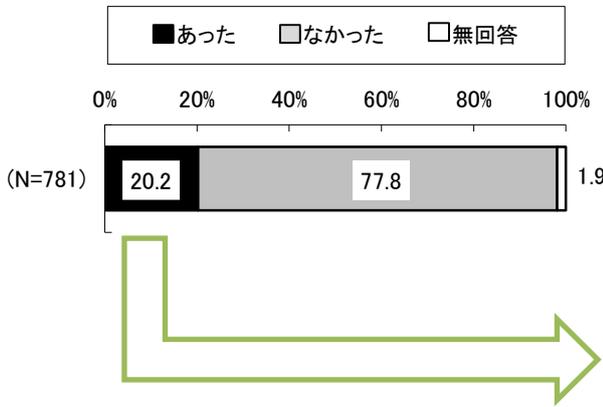


第2章 子どもを取り巻く現状

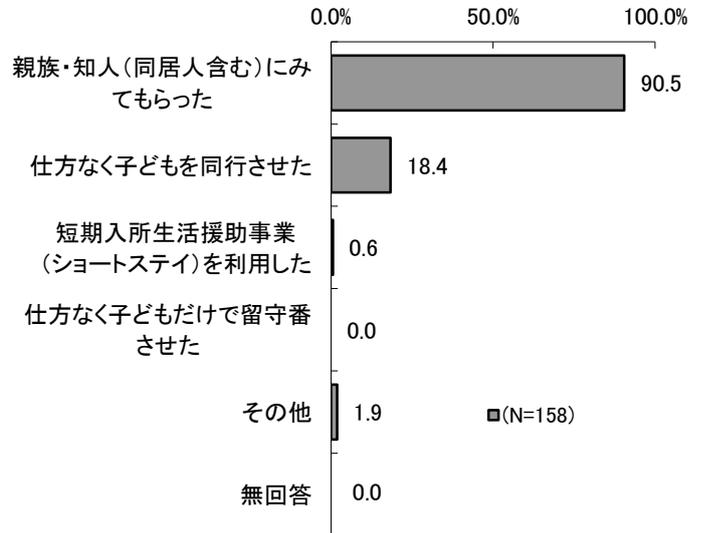
⑤ショートステイの利用状況

就学前児童保護者の2割は、この一年間に泊りがけで子どもを家族以外に預けなければならなかった経験があり、その際の対処方法としては、「親族・知人（同居人含む）にみてもらった」（90.5%）が9割を超え最も高くなっています。

【泊りがけで子どもを預けた経験】



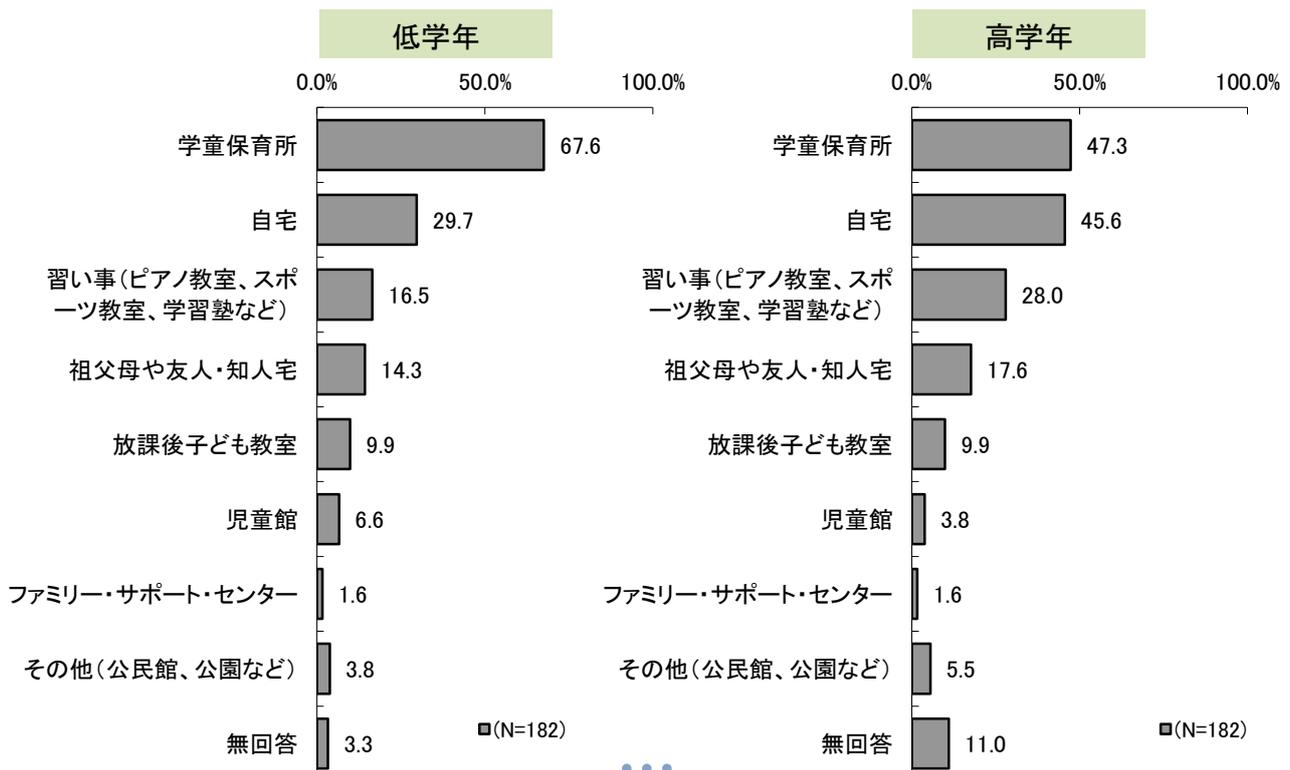
【預けた時の対処方法】



⑥放課後児童健全育成事業（学童保育）の状況

5歳以上の就学前児童をもつ保護者に、小学校にあがった際の希望する放課後の過ごし方を尋ねたところ、低学年のうちには学童保育所が最も多くなっています。一方、高学年では学童保育所の割合が減少し、自宅や習い事をして過ごさせたい保護者の割合が増えています。

【希望する放課後の過ごし方】



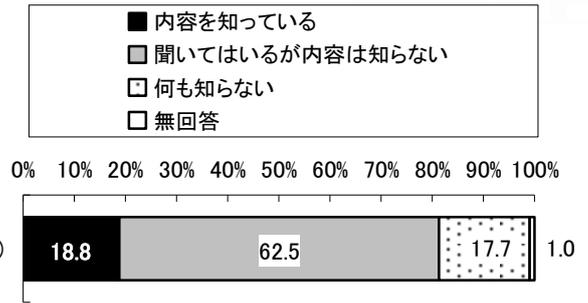
⑦幼児教育・保育の無償化について

令和元年度10月より、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育所（園）・認定こども園の費用の無償化が開始されます。

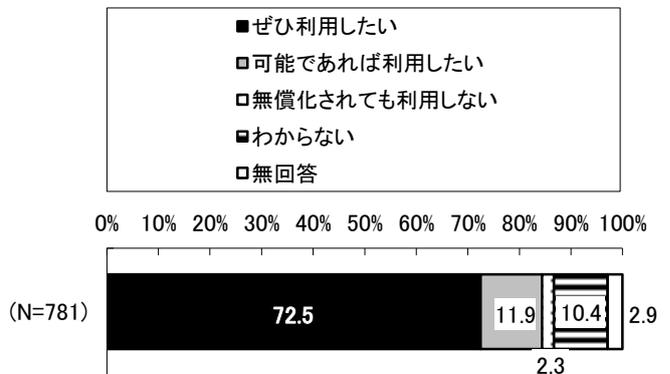
この無償化の認知度について尋ねたところ、知っている・聞いたことがある人があわせて8割強となっていますが、無償化の内容までは知らない人が多くなっています。

幼稚園や保育所（園）の利用有無にかかわらず、無償化後の教育・保育サービスの利用意向を尋ねたところ、利用したいとする人が8割を超え、今後の教育・保育サービスの利用ニーズは高まると予想されます。

【無償化の認知度】



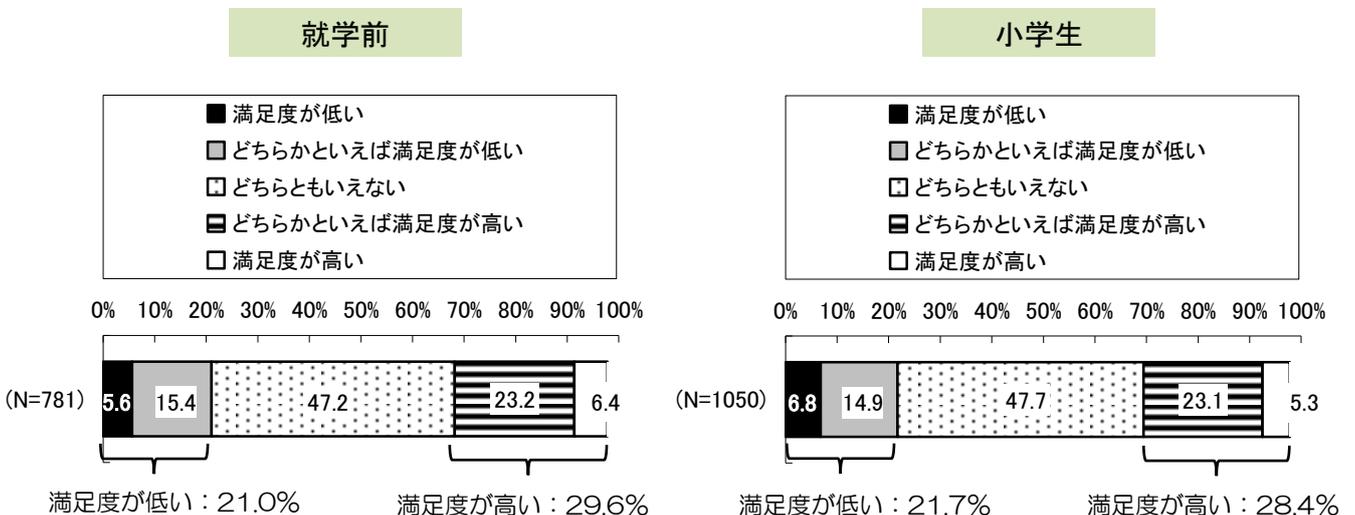
【無償化後のサービス利用意向】



⑧市の子育て支援に対する満足度

嘉麻市の子育て環境や支援の満足度について、就学前・小学生ともに「どちらともいえない」とする保護者が半数を占めていますが、満足度が高いのは約3割、満足度が低いのは約2割となっています。

【市の子育て支援に対する満足度】

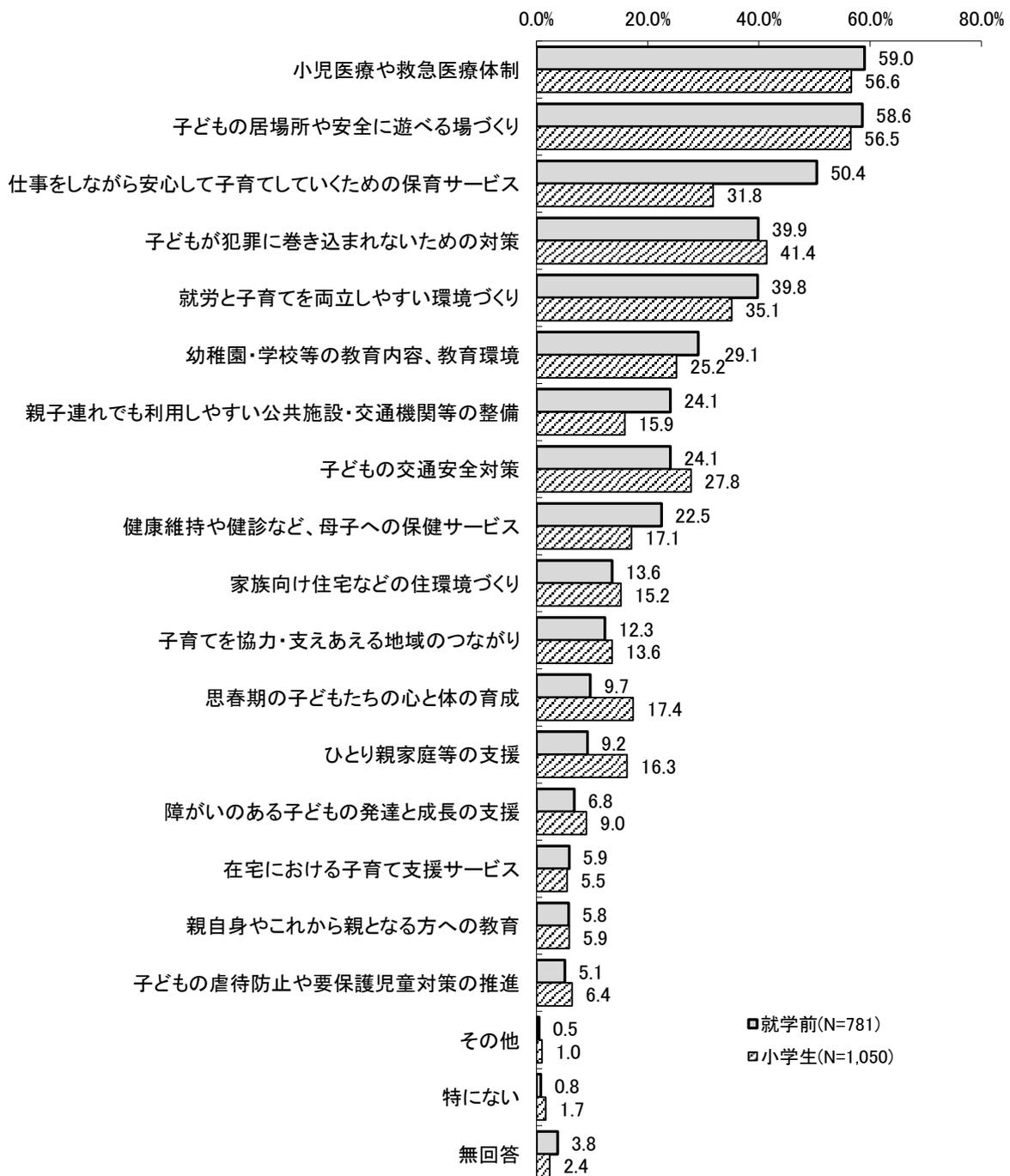


⑨嘉麻市に充実してほしい取組

安心して子育てができ、子どもがのびのびと育つために、嘉麻市に充実してほしいと思う取組について、就学前・小学生ともに同様の傾向を示しており、「小児医療や救急医療体制」と「子どもの居場所や安全に遊べる場づくり」の二項目へのニーズが特に高くなっています。

また、これらに続き、就学前では「仕事をしながら安心して子育てしていくための保育サービス」、小学生では「子どもが犯罪に巻き込まれないための対策」が求められています。

【市が充実すべき取組】



5. 子ども・子育て支援事業の課題

子どもを取り巻く現状やアンケート調査結果などから、子ども・子育て支援施策に関して、次のような課題が挙げられます。

(1) 質の高い教育・保育の提供体制の整備

全国的な傾向と同様に、本市の児童数は減少傾向で推移しており、少子高齢化が進行しています。その一方で、児童数に占める教育・保育施設（幼稚園や保育所・保育園）の利用率は上昇傾向にあり、加えて母親の就業率も上昇していることから、今後も教育・保育施設の利用ニーズは高まると見込まれます。

さらに、少子化の進行により、家庭や地域で他の子どもと関わる機会が減少しており、教育・保育施設における集団教育・保育の持つ意義はますます高まっています。子どもに良質な教育・保育を提供する施設として、幼稚園や保育所（園）が中心となって、保護者とともに子育てを支援する役割を果たすことが求められています。

このようなことから、今後も、量的な教育・保育の提供と共に、質の高い教育・保育の提供ができる環境の整備が必要です。

(2) 子育てについての情報提供及び相談支援体制の充実

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域社会の変化に伴い、身近な地域に相談できる相手がないなど、子育てへの負担感が増大していると言われています。

アンケート調査結果によると、子育ての悩みの相談先について、就学前・小学生ともに「祖父母」や「配偶者・パートナー」など、相談先が身近な人に偏っており、「誰にも相談しない」「相談相手がない」とする人も見受けられます。

また、嘉麻市の子育てサービスや、利用に際しての手続き等についての情報は、「広報嘉麻」から入手している人が多いものの、市から情報を十分に受け取れているかについては、「そうは思わない」や「どちらともいえない」とする人が多く、嘉麻市からの情報に関する充足度は低くなっています。

このようなことから、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭など、広く子育て家庭を対象とした、妊娠・出産期から育児へと切れ目のない相談支援を行っていくとともに、子育てサービスが身近なものとして気軽に利用できるように情報提供を行うことが必要です。

(3) 地域における子ども・子育て支援の充実

嘉麻市では、すべての家庭が地域で安心して子どもを産み、子育てができるよう、様々な子育て支援サービスを実施しています。幼稚園や保育所（園）などの定期的な教育・保育事業をはじめ、子育て支援センターにおける、子育て中の親子の交流や育児相談、病児・病後児保育、一時預かり、ショートステイ、放課後児童健全育成事業（学童保育）など、子育て家庭の支援に努めていますが、事業によっては「知らない」「利用しづらい」などの理由から、適切な利用につながっていない状況も見受けられます。

また、アンケート調査結果においては、安心して子育てができ、子どもがのびのびと育つために、嘉麻市に充実してほしいと思う取組について尋ねたところ、就学前・小学生ともに「小児医療や救急医療体制」と「子どもの居場所や安全に遊べる場づくり」へのニーズが特に高い結果となりました。こうした地域の医療体制と子どもの居場所づくりについては、嘉麻市子ども・子育て会議においても充実を求める声が挙げられています。

子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを地域全体で支えることができるよう、今ある子育て支援サービスの充実と、市や周辺自治体の地域資源を活かした情報提供、相談支援、関係機関と連携した地域の子育て支援体制の構築が必要です。

(4) 特別な支援が必要な児童と家庭への対応

■ 子どもへの虐待について

子どもが健やかに成長するためには、子ども一人ひとりの人権が尊重されることが大切です。また、育児の孤独感や親としての重圧を感じたり、育児が思いどおりにならず育児に対してストレスを抱えることは、育児ノイローゼや児童虐待の引き金となってしまいうこともあります。

アンケート調査結果においても、地域で子どもへの虐待を見聞きした経験について、就学前児童で6%、小学生児童で7%が該当しています。また、見聞きした経験のある人に、どのような対応をとったか尋ねたところ、「自分の家族や親族に相談した」、「特に何もしなかった」とする家庭が多く、早期発見・早期介入の難しさが浮き彫りとなっています。

児童虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、母子・家庭児童相談及び要保護児童対策地域協議会、乳児家庭全戸訪問事業などを活用して、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待を受けた子どもや関係者に対するサポート体制を充実していく必要があります。

■ 子どもの貧困やひとり親家庭への支援について

厚生労働省の調査によると、日本の子どもの貧困率（2015年）は13.9%。さらにひとり親家庭の貧困率は50.8%と、先進国の中でも最悪な水準だと言われています。本市

においては、母子世帯の割合が1割を超えており、全国・福岡県と比較しても高い水準となっています。また、アンケート調査結果からも、経済的な家庭の状況について、多くのひとり親家庭が「不自由が多く、生活が苦しい」と回答しています。

貧困に追い詰められた親が虐待や育児放棄に至るケースも指摘されているため、ひとり親家庭だけでなく、すべての親と子どもが安心して暮らしていただけるように、精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制を充実していくことが求められています。

■ 障がいのある子どもへの支援について

近年、幼稚園・保育所（園）・学校において発達障がいなど特別な配慮を要する児童が増加傾向にあり、支援のあり方が課題となっています。

アンケート調査結果においても、子育ての悩みについて、子どもの知的・精神的な発育や日常の行動、意思疎通の困難さなどに悩みを持つ保護者も見受けられます。また、嘉麻市に充実してほしいと思う取組について、「障がいのある子どもの発達と成長の支援」が就学前で6.8%、小学生で9.0%挙げられています。

障がいのある児童や発達に特性のある児童の自立には、乳幼児期からの継続的な支援が重要となるため、特別な支援が必要な児童や家庭への各関係機関の緊密な連携によるきめ細やかな支援が必要です。

（5）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための取組

5年前のアンケート調査結果に比べて、働きながら子どもを産み育てる女性が増えてきており、共働き世帯が増加しています。また、女性の就業率をみても、25歳～49歳の子どもを産み育てる世代の就業率が高まっており、今後も子育てしながら働く女性が増えると考えられます。

このため、女性も男性も仕事と生活を調和させた豊かな生活を送ることができるよう、仕事も生活も充実させる「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方を広く社会に浸透させていくことが必要です。

また、仕事と子育ての両立を図るため、子どもの居場所づくりや地域における様々な子育て支援サービスの情報提供及び子育てに関する相談体制の充実を図ることが必要です。

第3章 計画の体系

1. 基本理念

“ 子どもが輝き 安心して子育てできるまち 嘉麻 ”

子どもは家庭の希望であると共に、社会の希望であり、嘉麻市の未来をつくる存在です。そして、子どもたちの明るい未来は、子どもたちの健やかな育ちがあってのことです。父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力し子どもたちを育てることが、家庭、地域、嘉麻市の明るい未来にも繋がります。

また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、この「親育ち」への支援により、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら安心して子育てができるよう、嘉麻市や地域社会を始め社会全体で支援していく必要があります。

嘉麻市の子どもたち一人ひとりの笑顔が輝き、子どもたちの未来が光あふれ輝くよう、嘉麻市や地域社会を始め社会全体で力を合わせ、子ども・子育て支援に取組み、安心して子育てできるまちづくりを推進します。

※「嘉麻市次世代育成支援対策行動計画」及び「嘉麻市子ども・子育て支援事業計画（第一期）」との連続性並びに整合性を維持するため、本計画においても、この基本理念を継承することとします。

2. 基本目標

本市では、先の「子どもが輝き 安心して子育てできるまち 嘉麻」を基本理念に、次の5つを基本的な目標として「子ども・子育て支援新制度」における子育て支援施策を推進していきます。

1. 幼児期の教育・保育の充実
2. 地域における子育て支援の推進
3. 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり
4. 支援を必要とする児童や家庭へのきめ細かな取組の推進
5. 職業生活と家庭生活の両立の支援

3. 体系表

■ 基本理念 ■

“ 子どもが輝き 安心して子育てできるまち 嘉麻 ”

■ 基本目標 ■

1. 幼児期の教育・保育の充実
2. 地域における子育て支援の推進
3. 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり
4. 支援を必要とする児童や家庭へのきめ細かな取組の推進
5. 職業生活と家庭生活の両立の支援

■ 施策の柱 ■ 基本目標の実現に向けて実施する主な事業

子ども・子育て支援事業

(1) 幼児期の教育・保育の充実

(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

(3) 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

子ども・子育て支援の特定施策

(1) 産後の休業・育児休業後における特定教育・保育施設の利用

(2) 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県施策との連携

- 1) 児童虐待防止対策
- 2) ひとり親家庭の自立支援
- 3) 障がいのある子ども等に対する施策の充実

(3) 職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備施策との連携

(4) 子どもの心身の健やかな成長を支えるための取組

第4章 子ども・子育て支援事業

1. 教育・保育の提供区域の設定

(1) 嘉麻市の教育・保育提供区域

量の見込みや確保の内容を設定するにあたり、国は、「地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域（以下、「教育・保育提供区域」という。）を定め、教育・保育提供区域内での需給計画を立てること」としています。

本市における教育・保育提供区域について、具体的には、「小学校区」「中学校区」「市内全域」等による提供区域の設定が考えられますが、第一期計画から引き続き、教育・保育提供区域を「市内全域をひとつの区域」に設定します。

(2) 分野別の区域設定

子ども・子育て支援給付		市内全域
<施設型給付> 幼稚園（3～5歳） 保育所・保育園（0～5歳） 認定こども園（0～5歳）	<地域型保育給付> 小規模保育事業（定員6～19人） 家庭的保育事業（定員5人以下） 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業	
地域子ども・子育て支援事業		市内全域
①利用者支援事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健康診査 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育訪問支援事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦ファミリー・サポート・センター事業	⑧一時預かり事業 ⑨時間外保育事業（延長保育・休日保育） ⑩病児・病後児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業 ⑫子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑭多様な主体が参画することを促進するための事業	

2. 幼児教育・保育の無償化

令和元年度10月より、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育所（園）・認定こども園の費用の無償化が開始されます。

■ 幼児教育・保育無償化の対象範囲 ■

	保育の必要性	
	なし(例:専業主婦(夫)世帯)	あり(例:共働き世帯等)
幼稚園 認定こども園(教育認定)	無償 (預かり保育は対象外)	無償 (預かり保育は、 月額上限 11,300 円 ^{※3} まで無償)
幼稚園 (就園奨励費補助金の対象施設)	月額 25,700 円を上限に無償 (預かり保育は対象外)	月額 25,700 円を上限に無償 (預かり保育は、 月額上限 11,300 円 ^{※3} まで無償)
認可保育所(園) 認定こども園(保育認定) 地域型保育事業施設	—	無償
企業主導型保育事業施設	—	利用者負担額相当分まで無償
認可外保育施設 ^{※1} その他届出保育施設等 ^{※2}	(無償化の対象外)	月額 37,000 円 ^{※3} を上限に無償(他の認可外保育施設等との併用が可能)

※1 「認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）」が無償化の対象となるためには、国が定める指導監督基準を満たす必要がある。ただし、基準を満たしていない場合でも、5年間は猶予期間として、無償化の対象となる。

※2 「その他届出保育施設等」とは、企業主導型保育事業・幼児教育施設のいずれにも属さない認可外保育施設（事業所内保育を含む）のほか、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等をいう。

※3 金額（11,300円又は37,000円）は3歳から5歳の児童の場合の無償化上限額。0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童の場合は、各金額に5,000円を加えた額までが無償化の対象となる。

3. 幼児期の教育・保育の充実

(1) 教育・保育事業

就学前児童に対して、主に幼稚園や認定こども園、認可保育所（園）等で教育・保育を行う事業であり、1～3号の認定に基づく給付となります。

区分	対象		該当する施設
1号認定	3－5歳	専業主婦（夫）家庭 短時間就労家庭	幼稚園・認定こども園
2号認定	3－5歳	共働き家庭等	保育所（園）・認定こども園
3号認定	0－2歳	共働き家庭等	保育所（園）・認定こども園・地域型保育施設

■実績

1号認定（幼稚園または認定こども園を利用している3歳から5歳の児童）、2号認定（保育所・保育園または認定こども園を利用している3歳から5歳で保育の必要性がある児童）は近年、減少傾向となっています。

3号認定（認定こども園及び保育所・保育園+地域型保育を利用している3歳未満児で保育の必要性がある児童）については、0歳児は緩やかに増加していましたが、令和元年より減少に転じています。一方、1、2歳児については、近年増加しており、母親の就業率の上昇に伴い、低年齢児からの利用ニーズが高まっています。

単位：人	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 （見込み）	
1号認定（教育のみ）	213	257	255	229	214	
2号認定（保育の必要あり）	648	622	602	593	546	
3号認定 （保育の必要あり）	0歳	63	74	85	84	64
	1・2歳	382	365	335	346	367

■量の見込みと確保方策

量の見込みは、国が示した標準的な算出方法（算出の手引き）に基づき、推計児童数、「嘉麻市子育てに関するアンケート調査」の保護者の就労状況や今後の利用意向等から、認定区分ごとに量の見込みを算出しています。

但し、基本指針において「地域の実情に合わせて見込むことが可能」とされているため、国の算出の手引きによる量の見込みが、嘉麻市の実態と大きく乖離する場合は、実績値と照らし合わせながら補正を行い、量を見込みました。

児童人口の減少傾向は今後も続くと見込まれるため、教育・保育ニーズも緩やかに減少していく見込みです。今後も現状どおりの供給量を確保していくことで、大幅な待機児童は発生しないと考えられますが、近年増加傾向にある3号認定（1・2歳）については令和3年度まで見込み量が確保量を上回り、令和4年度から解消する見込みです。

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<1号認定>					
①量の見込み	225	221	212	203	194
②確保方策	255	259	268	277	286
②-①	30	38	56	74	92
<2号認定>					
①量の見込み	609	597	574	548	526
②確保方策	624	624	624	624	624
②-①	15	27	50	76	98
<3号認定： 0歳>					
①量の見込み	77	74	71	68	66
②確保方策	114	114	114	114	114
②-①	37	40	43	46	48
<3号認定： 1・2歳>					
①量の見込み	382	366	352	337	325
②確保方策	354	354	354	354	354
②-①	-28	-12	2	17	29

■提供体制の内容

量の提供とともに、質の高い教育・保育を提供するためには、保育士等の子どもに関わる人材の確保が不可欠となるため、処遇改善や人材確保の方策について、関係機関と協議しながら改善に向けた取組を検討していく必要があります。

本市では、教育・保育の提供体制確保の方策として、利用定員の確保とともに、保育士等の確保のため、正規職員の一定数の確保並びにハローワークや市報等の活用による求人情報等の広報を行うなど、非正規職員の確保に努めます。また、県との連携による潜在保育士等の復職支援など、潜在する幼稚園教諭や保育士等の人材活用に対する取組を進めます。

さらに、保育体制強化事業や保育士等処遇改善臨時特例事業など国・県の補助制度の活用による幼稚園教諭や保育士等の処遇改善に引き続き取組みます。

4. 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、確実に教育・保育を受け、地域子ども・子育て支援事業等の支援を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談に応じ、必要な情報の提供・助言を行い、関係機関と連絡調整等を総合的に行う事業です。

嘉麻市では、「基本型」として、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握するとともに、子育て支援に関する情報の提供、子育て支援事業や保育所（園）等の利用にあたっての助言・支援を市役所職員で行っています。

また、「母子保健型」として、妊婦期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施する事業があります。

■実績

単位：か所数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
基本型	1	1	1	1	1
母子保健型	0	0	0	0	0

■量の見込みと確保方策

単位：か所数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
< 基本型 >					
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0
< 母子保健型 >					
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制の内容

従来までの「基本型」事業に加え、令和2年度から嘉麻市子育て世代包括支援センターを開設する予定です。この嘉麻市子育て世代包括支援センターにおいて、妊婦期から子育て期にわたるまでの支援について、切れ目のない支援を実施するためのワンストップ拠点とし、保健師等が母子保健等に関する子育て支援の情報提供や相談対応等を行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域の子育て支援を目的に、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する教室等を行います。嘉麻市では、市内3箇所の子育て支援センターで実施しています。

■実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
人回	6,497	5,479	4,378	3,854	2,972

■量の見込みと確保方策

単位：人回	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2,829	2,707	2,602	2,497	2,409
②確保方策 (か所数)	3,000 (3か所)	3,000 (3か所)	3,000 (3か所)	3,000 (3か所)	3,000 (3か所)
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制の内容

- ①地域子育て支援センター（3か所）で実施します。
- ②子育て支援の専門性を有する職員の配置など相談支援機能を強化します。

(3) 妊婦健康診査

母子（親子）健康手帳とあわせて妊婦健康診査補助券を交付し、妊婦の健診に係る費用を公費負担し、経済的負担の軽減を図る事によって、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するための事業です。

■実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
人	387	353	341	330	330

■量の見込みと確保方策

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	320	312	300	290	280
②確保方策	320	312	300	290	280
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制の内容

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券を配布し、受診を奨励します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
人	236	224	218	214	210

■量の見込みと確保方策

単位：人	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	200	190	183	176	170
②確保方策	200	190	183	176	170
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制の内容

市の保健師等が訪問して事業を実施します。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
人	25	26	28	47	36

■ 量の見込みと確保方策

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	28	27	26	25	24
②確保方策	30	30	30	30	30
②-①	2	3	4	5	6

■ 提供体制の内容

養育支援訪問員等を派遣し、関係各機関と連携しながら養育に関する相談及び助言を行います。

(6) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、次の2種類から構成されます。現在は鞍手町にある鞍手乳児院にて委託を行い実施しています。

① 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が、疾病など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる事業です。

② 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等に、施設において児童を預かる事業です。

■ 実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
人日	2	0	0	3	0

■ 量の見込みと確保方策

単位：人日	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4	4	4	4	4
②確保方策	4	4	4	4	4
②-①	0	0	0	0	0

■ 提供体制の内容

市内に子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等はありませんが、利用が見込まれるため、現状どおり広域対応にて提供体制を確保します。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援）事業は、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（協力会員）との相互援助活動の連絡・調整を行うものです。相互援助活動には、子どもの預かりや施設への送迎等があります。

■実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
人日	0	0	0	0	0

■量の見込みと確保方策

単位：人日	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	121	116	113	110	107
②確保方策	121	116	113	110	107
②-①	0	0	0	0	0

■提供体制の内容

嘉麻市では現在実施していないため、就学前・小学生の児童の保護者に対するアンケートにおいて、ファミリー・サポート・センター事業の利用意向や利用したい場面について調査し、実施を検討してきました。

しかしながら、事業を「利用すると思う」との回答は、就学前で 3.3%、小学生で 2.9%と、いずれも新たに事業を開始するには利用希望者が少ない状況です。このため、短期的にはニーズに応じた類似の代替サービスで対応していきます。

ただし、現状の代替サービスだけでは対応できない新たなニーズがある場合には、事業の実施を改めて検討するため、会員の確保・継続に向けた方策や利用しやすい料金設定、実施にあたっての課題、先行事例など、事業の実施に向けた調査研究を行います。



(8) 一時預かり事業

保護者の就労・けがや病気など一時的に家庭での保育が困難となる場合や、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するために、保育所（園）等において児童を一時的に預かる事業です。

「幼稚園型」とは、幼稚園等で主に在園児を対象に行う一時預かり事業となります。

「上記以外」とは、保育所（園）等での一時預かり、ファミリー・サポート・センターでの一時預かり、トワイライトステイがあります。実績は緩やかな増加傾向にあり、現在市内5か所の私立保育園で実施されています。

■実績

人日	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
幼稚園型 (3歳~就学前)	15,390	15,406	16,209	17,224	17,836
上記以外 (0歳~就学前)	613	642	677	708	743

■量の見込みと確保方策

単位：人日	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<幼稚園型>					
①量の見込み	19,185	20,648	22,234	23,956	25,823
②確保方策 (か所数)	19,300 (4か所)	21,200 (4か所)	23,200 (4か所)	24,200 (4か所)	26,200 (4か所)
②-①	115	552	966	244	377
<上記以外>					
①量の見込み	751	759	766	774	783
②確保方策 (か所数)	800 (5か所)	800 (5か所)	800 (5か所)	800 (5か所)	800 (5か所)
②-①	49	41	34	26	17

■提供体制の内容

幼稚園の在園児を対象とした預かり保育は、幼稚園の延長保育として実施します。また、上記以外の保育所（園）における一時預かり事業についても、現状どおり実施します。

(9) 時間外保育（延長保育・休日保育）事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）、認定こども園等で保育を実施する事業です。

通常、保育所（園）は11時間開所していますが、その11時間開所時間の前後に発生する保育が時間外保育事業となります。実績は、平成28年度まで旧山野保育所にて延長保育を実施していましたが、平成29年度以降の利用者は0人となっています。

■実績

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
人	3	2	0	0	0

■量の見込みと確保方策

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	34	33	32	30	29
②確保方策 (か所数)	35 (3か所)	35 (3か所)	35 (3か所)	30 (3か所)	30 (3か所)
②-①	1	2	3	0	1

■提供体制の内容

- ①平成29年度以降は利用者がなく実施していませんでしたが、アンケート調査結果によると、通常の開所時間を超える延長保育事業への意向が一定数見受けられます。改めて、保育現場において利用ニーズがあるのか保育所（園）等に確認を行いながら実態を見極めるとともに、ニーズに応じた受入ができるよう保育士の確保も含め、保育所（園）等との調整を行います。
- ②まずは平日の時間外保育事業ニーズへの対応を優先しますが、日・祝日に開所する休日保育事業についても、今後の利用意向により実施の検討を行います。

(10) 病児・病後児保育事業

病児または、病気回復期にあつて集団での保育が困難な児童について、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

■実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
人日	77	55	71	103	79

■量の見込みと確保方策

単位：人日	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	77	74	72	70	67
②確保方策 (か所数)	100 (1 か所)				
②-①	23	26	28	30	33

■提供体制の内容

①保育所（どんぐり保育所）に病後児保育室「にこにこルーム」を設置して実施しています。今後も保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病児・病後児保育事業を実施します。



(11) 放課後児童クラブ（学童保育所）

保護者が就業又は疾病等により、放課後自宅で保育できない家庭の小学生児童（1～6年生）に、遊び場や生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

■実績

人	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
1 年生	153	168	200	170	193
2 年生	172	157	171	189	173
3 年生	126	149	142	150	167
4 年生	110	105	124	115	119
5 年生	62	71	83	89	76
6 年生	40	47	46	52	45
合計	663	697	766	765	773

■量の見込みと確保方策

単位：人	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1 年生	203	194	187	182	177
2 年生	181	173	168	162	158
3 年生	174	167	162	156	152
4 年生	124	119	116	111	108
5 年生	79	76	74	71	69
6 年生	47	45	44	42	41
①量の見込み	808	774	751	724	705
②確保方策 (か所数)	767 (7 か所)				
②-①	-41	-7	16	43	62

■提供体制の内容

①小学校区ごとに、学童保育を実施します。

■放課後子ども教室との連携について

○放課後子ども教室は、放課後の子どもたちの居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動ができるようにする取組です。保護者の就労形態に関わらず、すべての小学生を対象としています。

○本市では現在、放課後子ども教室を設置する予定はありませんが、放課後子ども教室設置の際は、学童保育所と連携した放課後の子どもの居場所づくりに取組みます。

(12) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

○市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関職員やネットワークを構成する関係機関等の専門性強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待（身体的、性的、心理的、保護の怠慢・拒否（ネグレクト））の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業です。

○嘉麻市では、子育て支援課（家庭・教育相談支援係）における児童虐待等への相談対応をはじめ、児童養護施設、児童相談所等の関係機関、要保護児童対策地域協議会との連携を図っています。今後も、地域ネットワークを強化することにより、児童虐待への対応など要保護児童への対応の強化を図ります。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

○令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、未移行幼稚園における低所得者世帯等の子どもの食材費(副食費)に対する助成を行っています。制度が開始されたばかりであるため、対象人数や事業の効果等を勘案しながら、次年度以降の見通しを立てることが必要です。また、手続きや周知方法等について適切であるか検討を行います。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

(14) 多様な主体が参画することを促進するための事業

○幼児教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した幼児教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

○国の実施要綱等を踏まえつつ、地域の幼児教育・保育施設等の事業者の状況等も十分に勘案したうえで、事業の実施については必要に応じて検討していきます。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

5. 幼児期の教育・保育の一体的提供

(1) 認定こども園について

認定こども園が幼稚園と保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、教育・保育施設等の利用状況や私立幼稚園や私立保育園の意向を随時把握するとともに、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所（園）からの相談に対し、地域の実情や希望する認定こども園の類型等についての助言を行います。

(2) 質の高い教育・保育の推進方策

- 質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくため、幼稚園教育要領や保育所保育指針で求められている資質の向上などについて、研修の実施に努めます。また、幼稚園や保育所（園）の職員が相互に教育・保育についての共通理解を図るため、幼稚園教諭と保育士の合同研修による人材育成に努めます。
- 幼稚園教育要領や保育所保育指針を踏まえた、教育・保育の提供ができるよう環境の整備を行うとともに、嘉麻市保健計画等、他の計画との整合・連携を図りながら、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育を提供します。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の推進方策

- 教育・保育施設を利用する子どもやその家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての子どもやその家庭を対象に、ニーズに応じた地域子ども・子育て支援事業を実施します。
- 地域子ども・子育て支援事業の実施により、妊娠・出産期から育児へと切れ目のない子育て支援の充実に努めます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の相互連携の推進方策

- 現在、嘉麻市には地域型保育事業を実施する事業所はありませんが、幼稚園や保育所（園）と地域型保育事業との密接な連携が必要であることから、今後、設置された場合には、情報共有や相互連携のための協力体制を図ることが出来るよう合同会議等の開催について検討します。

(5) 幼稚園や保育所（園）等と小学校との連携の推進方策

- 幼稚園や保育所（園）での子どもの育ちをそれ以降の生活や学びへとつなげていくことは、幼稚園や保育所（園）の重要な役割です。幼稚園や保育所（園）から小学校へ円滑に接続できるよう就学に向けて、幼稚園や保育所（園）の子どもと小学校在校生との交流や、職員間の交流を行うとともに、幼稚園幼児指導要録及び保育所児童保育要録により小学校における子どもの育ちを引き続き支援します。また、庁内の関係部署による会議や関係機関による連絡会を開催し密な連携を図ります。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

- 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が導入されましたが、子ども子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する方が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があり、利用者に対し、市から施設等利用費を支払うこととなります。
- こうした施設等利用給付の公正かつ適正な支給を確保していくためには、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法や給付時期の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、福岡県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取組が重要となっています。
- このことを踏まえ、本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請及び支払いについては、保護者の利便性を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するなど、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。
- また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等については、福岡県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、福岡県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

第5章 子ども・子育て支援の特定施策

1. 産後の休業・育児休業後における特定教育・保育施設の利用

(1) 保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実

・市ホームページ、LINE 等による情報提供

市ホームページ、子育てガイドブック等による教育・保育の情報提供により、妊婦や子育て中の保護者が必要な情報を知ることができる環境を整備します。

また、従来までの情報発信手段に加え、LINE（ライン）を活用した市の子育て情報の配信を行い、新たな情報入手手段としてタイムリーな情報配信を行います。

・地域子育て支援拠点での情報提供や相談支援

市内3か所の地域子育て支援拠点により、教育・保育の利用に関し、情報提供を行うとともに、保護者からの相談への対応を引き続き行います。

・利用者支援事業による相談支援体制の充実

子ども・子育て支援新制度施行時から実施している子育て家庭からの日常的な相談及び、子育て支援事業等の情報の収集・提供等を行う『利用者支援事業基本型』に加え、令和2年度より新たに保健師等の専門職による、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談支援等を行う嘉麻市子育て世代包括支援センター（利用者支援事業母子保健型）を開設します。

既存の子育て支援センターと新たに開設する子育て世代包括支援センターが連携しながら、教育・保育のための施設や地域の子育て支援の事業等に関する情報提供、子どもや保護者から相談に応じる仕組みづくりを進めます。

(2) 特定教育・保育施設等の受入体制の確保

保育所（園）への入所理由として、保護者の就労が大きな割合を占めていますが、本市の現状として0歳から入所を希望される世帯が増加の傾向にあります。また、全国的にも、育児休業満了時に入所を希望する保護者が多くなっており、入所をしたくても入所ができない待機児童問題が発生しています。保育所（園）入所のために育児休業を途中で切り上げるなど、入所時期を調整する状況も見受けられることから、本市では安心して入所できるよう待機児童解消対策事業を創設し、円滑に保育所（園）利用ができるよう環境整備に努めます。

2. 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する県施策との連携

(1) 児童虐待防止対策

1) 乳幼児虐待の早期発見と予防

- 児童虐待の早期発見のため、幼稚園・保育所（園）における日常保育を通して、子ども達の変化に注意を払うとともに、乳幼児健診や新生児訪問等の機会を活用し、子どもの発育・発達と親子関係等を見守りながら、育児支援及び児童虐待の早期発見につなげます。
- 今後も、幼稚園教諭や保育士、保健師を中心に、関係機関との連携を図り、虐待のきっかけとなる子育てのあらゆる場面における保護者の悩みや不安を育児相談、発達相談、個人懇談等を通じて、精神的な問題や生活上のストレス等を抱える保護者の早期発見に努め、乳幼児虐待の予防を図ります。

2) 訪問事業による相談支援の充実

- 乳児のいる家庭に対し、保健師や助産師等による訪問を行い、子育て支援に関する必要な情報提供と様々な育児相談に応じながら、必要な保健指導を行います。（乳児家庭全戸訪問事業）
- 子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭を対象に訪問を行い、養育に関する助言等を行います。（養育支援訪問事業）
- 上記訪問事業を継続して実施するとともに、関係機関の連携強化、対象家庭の把握のための様々な機関との幅広い連携を行うことにより、相談支援の充実を図ります。

3) 関係機関との連携

- 要保護児童等の早期発見、適切な保護を図るため、嘉麻市要保護児童対策地域協議会を設置し、必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行います。
- 児童虐待等に関する諸問題の早期発見及び早期解決を円滑にするため、実務者会議等を適宜開催し、情報共有と具体的な支援方法の検討を行います。また、要保護児童等に対する多方面からの効果的な支援を継続するため、関係機関同士の連携を強化します。

第5章 子ども・子育て支援の特定施策

- ・本市だけでの対応が困難と判断されるケースでは、児童相談所等、専門性を有する関係機関への連絡及び支援要請を迅速に行い、支援体制の充実を図ります。
- ・児童の保護者が疾病や仕事などの理由で、一時的に児童を養育することが困難になった場合、就学前児童を対象に宿泊を伴う『ショートステイ』、平日の夜間や休日等にお預かりする『トワイライトステイ』など、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携を図りながら、必要な支援を実施します。

(2) ひとり親家庭の自立支援

本市では、対象家庭の生活の安定と自立への促進及び福祉の増進に資するため、ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給など、様々な経済的支援や相談体制の充実、就労促進のための事業を実施します。

・自立支援教育訓練給付金事業

就業に繋がる能力開発のため、あらかじめ指定された教育訓練講座を受講する母子家庭の母親、父子家庭の父親に対し、受講料の一部を助成します。

・高等職業訓練促進給付金事業

母子家庭の母親・父子家庭の父親が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のため、一定期間給付金を支給します。

・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金

母子家庭の母親・父子家庭の父親がより良い条件での就業や転職へ繋げるために、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合、合格のための講座を受け、これを修了した時、認定試験に合格した時にそれぞれ受講費用の一部を支給します。

・母子・父子自立支援プログラム策定事業

児童扶養手当受給者の自立を促進するために、母子・父子自立支援員が個々の受給者の状況及びニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携して一人ひとりに合った仕事探しから就職までのサポートを行います。

・母子父子寡婦福祉資金貸付事業

母子家庭の母親・父子家庭の父親・寡婦の方々の生活の安定と、その子どもの福祉の増進を図るため、修学・修業・転宅資金等の資金の貸付について、情報提供や相談受付、事務手続きを行います。

(3) 障がいのある子ども等に対する施策の充実

1) 乳幼児健診による疾病等の早期発見と受診率の向上

- 乳幼児健診により、発育・発達の遅れを早期に発見し、専門機関につないだり、療育訓練を紹介する等、必要な指導・助言を行います。また、乳幼児期に必要な栄養についての栄養士による個別指導や、子どもの事故防止について、パンフレット等の配布を行い、普及啓発を図ります。
- 今後も、妊婦及び乳幼児に対する健康診査等を推進します。また、未受診者の中には、養育能力や生活環境等の問題を抱えるケースが多いため、関係機関と連携を図りながら受診率の向上に努め、発達の遅れなどの早期発見・早期対応につなげます。

2) 障がいのある子ども等特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実

- 乳幼児健診等により、発達面で支援が必要であるとされた子どもに対し、療育訓練を行っています。（運動、言語、心理の専門職による個別の相談のほか、作業療法士による小集団療育も実施し、充実を図っています。）また、精神又は身体に障がいがある20歳未満の児童の養育者に対して、特別児童扶養手当の支給を行っています。（市は受付事務を行い、認定・支給は県が行います。）
- 療育訓練においては、今後も関係機関と連携し早期対応、早期支援に努めるとともに、特別児童扶養手当においては、制度や支給手続きなどについて十分な情報提供を行います。

3) 幼稚園・保育所（園）・学童保育所における受け入れ体制の充実

- 障がいのある子ども等についても、幼稚園や保育所（園）、学童保育所への受け入れを行っています。今後も、研修などを行い職員の資質向上に努め、安心して利用できるよう受け入れ体制の充実を図ります。
- また、障がいのある子ども等の保育事業を円滑に実施するため、障がいのある子ども等の受け入れを行う保育所（園）に対し、必要な保育士の加配を行っています。今後も引き続き、これらの取組により、障がいのある子ども等の保育活動の充実と児童福祉の増進を図ります。

4) 障がいのある子ども等の自立、社会参加のための必要な力を培うための取組

- 幼稚園や保育所（園）、学童保育所において、障がいのあるまたは可能性がある子どもに対して、専門的な知識を有する、臨床心理士、言語聴覚士等の専門職が巡回し、一人ひとりに寄り添った支援及び相談対応を行っています。
また、専門職による子どもたちにあった支援方法の助言などにより、職員の知識向上や適切な支援など資質の向上を図り、保護者の相談対応も行っています。
- 今後も巡回相談を実施し、特に近年増加傾向にある発達障がいを含む障がいのある子ども等の発達に向けた支援の充実に取り組めます。



3. 職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備施策との連携

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための働き方の見直し

- 全国的な傾向として、「女性活躍推進」や「働き方改革」などをキーワードに、多くの企業や団体が制度や仕組みを整え、女性が働きやすい職場づくりに取り組むようになりました。しかし、「女性活躍」の実現に向けて必要なのは、女性だけに焦点を当ててではなく、社会全体の長時間労働を改善し、男女共に働きやすい環境を作ることが必要です。男女を問わず、「長時間労働の是正」、「正規・非正規の不合理な処遇差の解消」、「多様な働き方の実現」に向けた労働環境の整備が進むよう、事業者に対する法令の遵守及び周知の徹底などが求められています。
- 男女共同参画社会の実現のための取組の一つとして、フレックスタイム制や短時間勤務、育児休業、ワーク・ライフ・バランスなど、事業主や労働者に対する意識啓発を行います。
- 「嘉麻市男女共同参画社会基本計画」に基づき、一人ひとりの働く意思を尊重し、男女がともに働き続けることができる職場環境の整備のため、広報誌やホームページにおける情報提供をはじめ、商工会議所及び商工会等を通じて事業所へ男女共同参画の視点に立った意識啓発を働きかけます。

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- 仕事と子育ての両立は、働く保護者にとって大きな問題であることから、通常保育事業や学童保育所（放課後児童健全育成事業）をはじめ、病後児保育事業や各種特別保育事業など、多様な保育ニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。



4. 子どもの心身の健やかな成長を支えるための取組

(1) 食育の推進

- 本市では、乳幼児期の食育の推進として、幼稚園や保育所（園）において、おやつ作りや園庭などにおける野菜作りの体験などの取組を行い、また、保護者に対する園だよりや給食だより、保健だよりを通じて、食や健康に関する啓発を行っています。引き続きこれらの取組による「食育」の推進を図ります。

(2) 児童体力等向上事業

- 近年、子どもの体力低下、学力低下、情緒的問題、コミュニケーション問題などが、全国的に深刻な問題となっています。本市では、このような子どもを取り巻く問題を解決しようと、平成 23 年度から市内の全公立保育所においてコーディネーショントレーニング*による児童体力等向上事業を実施しています。また、この取組は市内の私立幼稚園や私立保育園、小学校においても取り入れられるなど、市内での取組が進んでいます。
- この取組により、「教えていないのに、いつの間にかクラスの半数以上の子どもが逆上がりが出来ている。」「ケガをする子どもが圧倒的に減った。」「落ち着いて話が聞けるようになった。」「運動だけでなく何事にも積極的に取組むようになった。」など、「体力・運動能力の向上」のみならず、「考える力」「コミュニケーション能力」「情緒面」など、子どもたちに大きな変化が現れています。本市では、今後も引き続きコーディネーショントレーニング*による児童体力等向上事業を実施し、児童体力等の向上とともに、子どもたちの資質・能力を育む取組を進めます。



※徳島大学 荒木秀夫名誉教授が提唱する、特定の能力を特化させるのではなく、能力の組み合わせによって全体的に能力を向上させるという『コーディネーション理論』により、運動による神経刺激と脳の関係に基づいたプログラムで、1つ1つの簡単な動きを組み合わせることにより、大きな力を発揮するトレーニングです。一般的にスポーツや運動に関して、運動の技術・技能の獲得を目的としたものを「コーディネーショントレーニング」と呼ぶ場合が多いが、独自のトレーニングとしての学術的意味で「コーディネーショントレーニング」という用語を用いています。

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、幼児期の教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得るなどして、計画の着実な実施や推進を図ります。

また、必要に応じて、市民の意見を聴取し、関係者等の協力を得ながら、社会全体、地域ぐるみで子ども・子育て支援の環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

2. 計画の点検・評価

計画の推進にあたっては、本計画に基づく施策の進捗状況や計画の成果について、点検・評価を行います。

評価にあたっては、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を毎年度行い、その結果を公表します。なお、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。



関連資料

1. 嘉麻市子ども・子育て支援会議条例等

嘉麻市子ども・子育て支援会議条例

平成 25 年 6 月 26 日

条例第 20 号

(設置)

第 1 条 嘉麻市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況等を調査し、及び審議するため、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、嘉麻市子ども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 支援会議は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務に関する事項
- (2) その他子ども・子育て支援に関する施策に関し、市長が特に必要と認める事項

(組織)

第 3 条 支援会議は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 1 人以内
- (2) 子育て支援関係団体代表者 1 人以内
- (3) 子育て支援事業従事者 3 人以内
- (4) 関係行政機関職員 1 人以内
- (5) 子どもの保護者のうち公募による者 4 人以内
- (6) その他市長が必要と認める者 2 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、委嘱されたとき又は任命されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 支援会議に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 支援会議の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、支援会議の運営に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(嘉麻市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正、嘉麻市子ども・子育て支援会議条例の一部改正、嘉麻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画検討協議会条例の一部改正、嘉麻市障害者施策推進協議会条例の一部改正、嘉麻市健康づくり推進協議会条例の一部改正、嘉麻市学力向上推進プロジェクト協議会の一部改正、嘉麻市社会教育委員条例の一部改正及び嘉麻市青少年問題協議会条例の一部改正に係る経過措置)

2 それぞれの条例における組織構成に関する改正規定は、この条例施行の際現に協議会等の委員である者の任期終了日後から適用する。

嘉麻市子ども・子育て支援会議条例施行規則

平成 30 年 6 月 26 日

規則第 43 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、嘉麻市子ども・子育て支援会議条例(平成 25 年嘉麻市条例第 20 号)第 7 条の規定に基づき、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程(平成 22 年嘉麻市告示第 131 号)に定めるもののほか、嘉麻市子ども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

- 第 2 条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
 - 5 会長及び副会長とともに事故があるとき又はともに欠けたときは、市長が会議を招集する。

(招集通知)

第 3 条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議開催の日時、場所及び付議事件を委員に通知しなければならない。

(関係者の出席等)

第 4 条 支援会議は、必要に応じ関係者及び専門的知識を有する者等に会議への出席及び資料提出等の協力を依頼することができる。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、支援会議の運営に関し、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(嘉麻市子ども・子育て支援会議条例施行規則の廃止)

- 2 嘉麻市子ども・子育て支援会議条例施行規則(平成 25 年嘉麻市規則第 28 号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前旧規則によってした行為は、この規則によるものとみなす。

2. 嘉麻市子ども・子育て支援会議委員名簿

(敬称略)

	区分	所属	役職	氏名
1	子どもの保護者	公 募	—	イサヤマ クニコ 諫山 公仁子
2		公 募	—	コンドウ ユキエ 近藤 幸恵
3		公 募	—	サカモト コ 坂本 かな子
4		公 募	—	ハルグチ カオル 春口 香
5	子育て支援団体	嘉穂っ子キッズクラブ	—	ハラダ ルミコ 原田 留美子
6	子育て支援事業従事者	栄保育園（私立）	園 長	ミゾグチ シゲノリ 溝口 栄仙
7		稲築幼稚園（私立）	園 長	タカキ ムユウ 高城 無憂
8		鴨生保育所（公立）	所 長	タシロ マユミ 田代 眞弓
9	学 識 経 験 者	近畿大学九州短期大学保育科	准 教 授	タルミ ナオキ 垂見 直樹
10	関係行政機関	飯塚公共職業安定所	次 長	ハシモト ヤスシ 橋本 泰司
11	その他必要と認めるもの	嘉麻市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	アカマ ヒデト 赤間 秀人
12		嘉麻市教育委員会	教育長職務代理者	トヨフク ヒトミ 豊福 眸子

令和元年9月24日現在

3. 嘉麻市子ども・子育て支援会議審議経過

回	期 日	内 容
第1回	平成30年12月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付、会長・副会長選出 ・第二期嘉麻市子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査実施要領について ・「嘉麻市子育てに関するアンケート調査」調査票の検討について
第2回	平成31年3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・「嘉麻市子育てに関するアンケート調査」調査結果の報告について ・今後のスケジュールについて
第3回	令和元年7月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・今後のスケジュールについて ・統計データからみる嘉麻市の現状について
第4回	令和元年9月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育の年度別見込量及び提供体制確保の方針について ・事業計画における「見込み量」と「確保策」について ・第2期 嘉麻市子ども子育て支援事業計画について
第5回	令和元年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・嘉麻市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
第6回	令和元年12月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・嘉麻市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
第7回	令和2年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント結果報告 ・嘉麻市子ども・子育て支援事業計画（素案）の修正等について ・嘉麻市子ども・子育て支援事業計画（最終案）の答申書（案）について
答 申	令和2年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・第二期嘉麻市子ども・子育て支援事業計画（案）の答申

第二期 嘉麻市
子ども・子育て
支援事業計画



嘉麻市マスコットキャラクター
かまししちゃん

第二期嘉麻市子ども・子育て支援事業計画 令和2年3月

発行 嘉麻市役所こども育成課保育総務係
〒820-0292 福岡県嘉麻市岩崎1180番地1

電話 0948-42-7460

FAX 0948-42-7091